

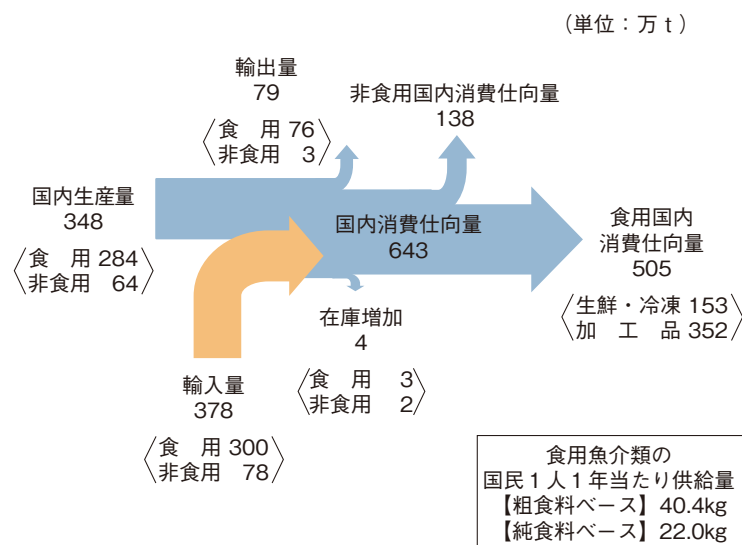
第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向

- 令和4（2022）年度の魚介類の国内消費仕向量は643万t（原魚換算ベース、概算値）。うち505万t（79%）が食用、138万t（21%）が非食用（飼肥料）向け。
- 令和4（2022）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、56%。

我が国の魚介類の生産・消費構造

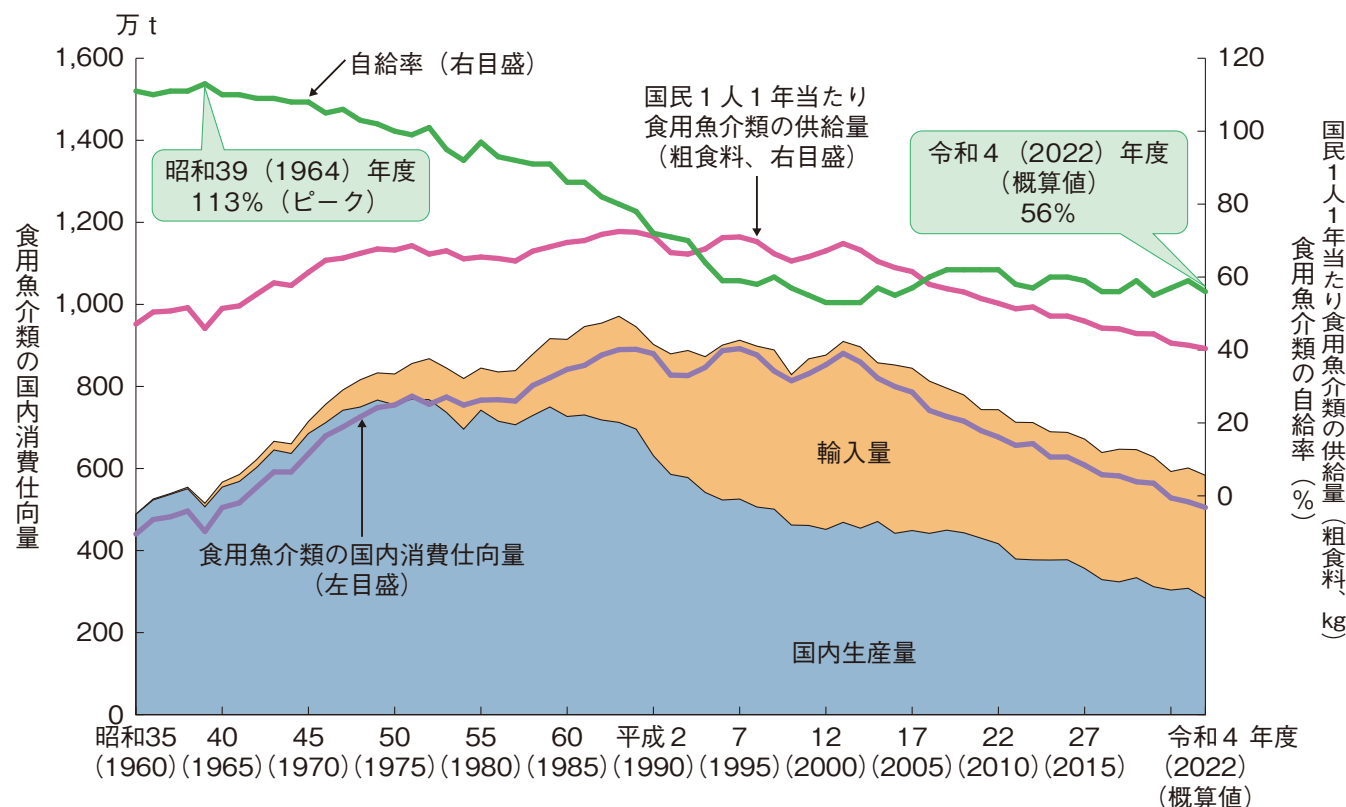
〈令和4（2022）年度（概算値）〉



資料：農林水産省「食料需給表」

- 注：1）数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く）、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたものを含まない。
- 2）原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。
- 3）粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分（魚の頭、内臓、骨等）を除いた可食部分のみの数量。

食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

注：自給率（%）＝（国内生産量÷国内消費仕向量）×100。国内消費仕向量＝国内生産量＋輸入量－輸出量±在庫の増減量。

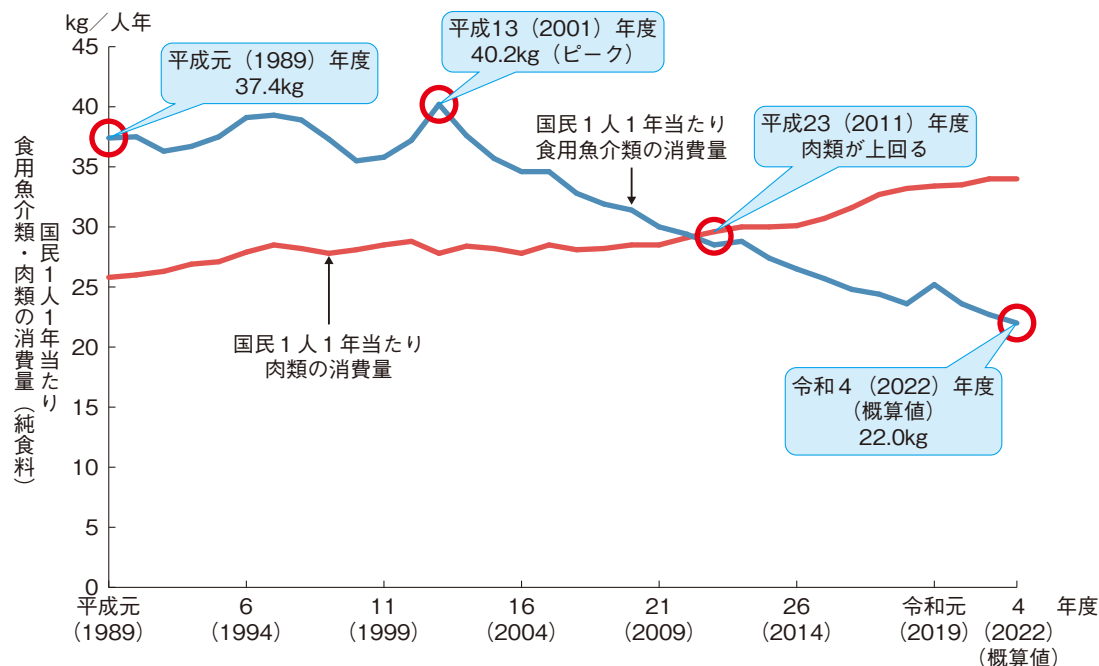


(2) 水産物消費の状況

ア 水産物消費の動向

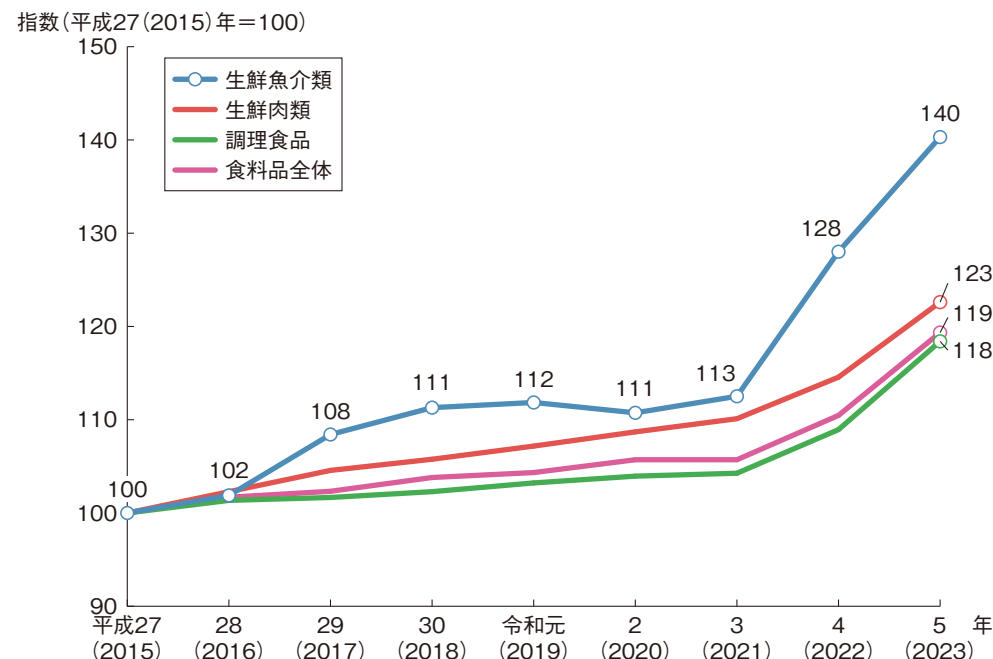
- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23（2011）年度以降肉類の1人1年当たりの消費量を下回り、令和4（2022）年度は、22.0kg（概算値）。
- 令和5（2023）年の生鮮魚介類の1人1年当たりの購入量は、前年より4%減少。同年の生鮮魚介類の消費者物価指数は、輸入水産物価格の上昇等の影響により、前年より9%上昇。
- 消費者が魚介類をあまり購入しない要因は、価格の高さや調理の手間等。食の簡便化志向が強まっており、消費者の食の志向が変化。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化（純食料ベース）



資料：農林水産省「食料需給表」

食料品の消費者物価指数の推移



資料：総務省「消費者物価指数」に基づき水産庁で作成

イ 水産物の消費拡大に向けた取組・水産物の健康効果

- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。800を超える「さかなの日」賛同メンバーは、量販店による低・未利用魚の販売、飲食店等による国産天然魚フェアの開催等水産物消費拡大の様々な取組を実施。
- 「さかなの日」アンバサダーであるさかなクンに加え、新たに「ハロー！プロジェクト」所属のタレントの中からさかな好きメンバー6名を「さかなの日」応援隊に任命し、魚食普及に関する情報を発信。
- 水産庁は、簡便性に優れた商品や提供方法等を開発・実証する取組を支援するとともに、生産、加工、流通、販売の関係者の連携による物流改善やコスト削減及び高付加価値化等のためのバリューチェーンの構築の取組を支援。
- 若いうちから魚食習慣を身に付けるためには、学校給食等を通じ水産物に親しむ機会を作ることが重要。また、学校給食における地産地消の取組を推進。
- 魚肉や鯨肉の脂質に多く含まれるオメガ3系多価不飽和脂肪酸であるドコサヘキサエン酸（DHA）、イコサペンタエン酸（IPA）は、LDLコレステロールや中性脂肪の低下等の作用があり、DHAは脳等の発達・機能維持に重要。
- 魚肉たんぱく質は、人間が生きていく上で必要な9種類の必須アミノ酸をバランス良く含む良質のたんぱく質であるだけでなく、大豆たんぱく質や乳たんぱく質と比べて消化されやすく、体内に取り込まれやすいという特徴を持つ。

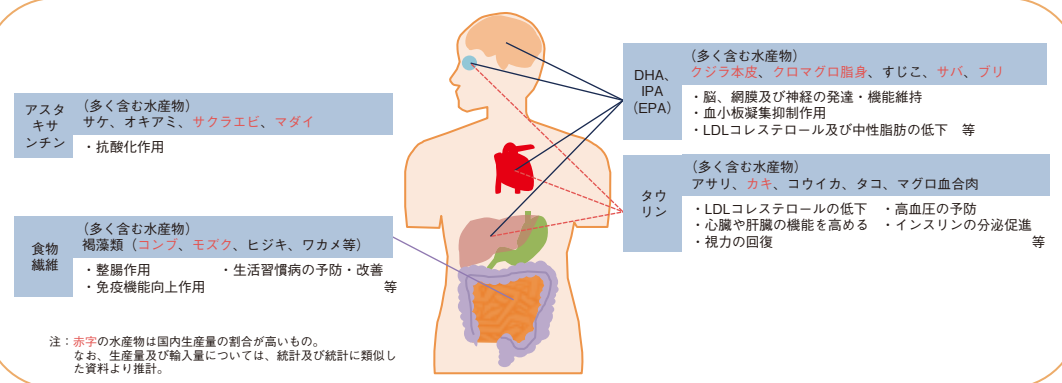


「さかなの日」のロゴ



「さかなの日」応援隊の任命

水産物に含まれる主な機能性成分



資料：島一雄・関文威・前田昌調・木村伸吾・佐伯宏樹・桜本和美・末永芳美・長野章・森永勤・八木信行・山中英明編『最新 水産ハンドブック』（2012）、鈴木平光・和田俊・三浦理代編『水産食品栄養学—基礎からヒトへ—』（2004）等を参考に、水産庁において記述した。

(3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組

- 世界には、資源管理や環境配慮への取組を証明する様々な水産エコラベルが存在。我が国においては、MSC、ASC、MEL等が活用されており、これらの普及を推進。
- その他、消費者への情報提供や知的財産保護のための制度として、食品表示法による原産地等の表示義務、機能性表示食品制度における届出情報の公開、地理的表示（GI）保護制度が存在。

我が国で主に活用されている水産エコラベル認証

MSC認証

<英国>

【日本での認証数】

26漁業

- ・ホタテガイ（北海道）
- ・カツオ（宮城県、静岡県）
- ・ビンナガ（宮城県、静岡県）
- ・カキ（岡山県）等

370事業者（流通加工）



漁業

MEL認証

<日本>

【日本での認証数】

24漁業

- ・アキサケ（北海道）
- ・マサバ、ゴマサバ（福島県）
- ・ヤマトシジミ（青森県）
- ・ベニズワイガニ（鳥取県）等



日本発の認証

ASC認証

<オランダ>

【日本での認証数】

18養殖業（48養殖場）

- ・カキ（宮城県）
- ・ブリ（宮崎県、大分県、鹿児島県）
- ・カンパチ（鹿児島県）等

194事業者（流通加工）



養殖業

64養殖業

- ・カンパチ（愛媛県、鹿児島県等）
- ・ブリ（熊本県、高知県、鹿児島県等）
- ・マダイ（三重県、愛媛県、鹿児島県等）
- ・ギンザケ（宮城県、鳥取県）
- ・ヒラマサ（愛媛県、鹿児島県）等

156事業者（流通加工）

※2023年4月1日以降、認証単位の定義が変更
(ASCニュースレター3月号12ページ: <https://jp.asc-aqua.org/newsletter/>)

GI 製品の一例



長崎からすみ



浜中養殖うに



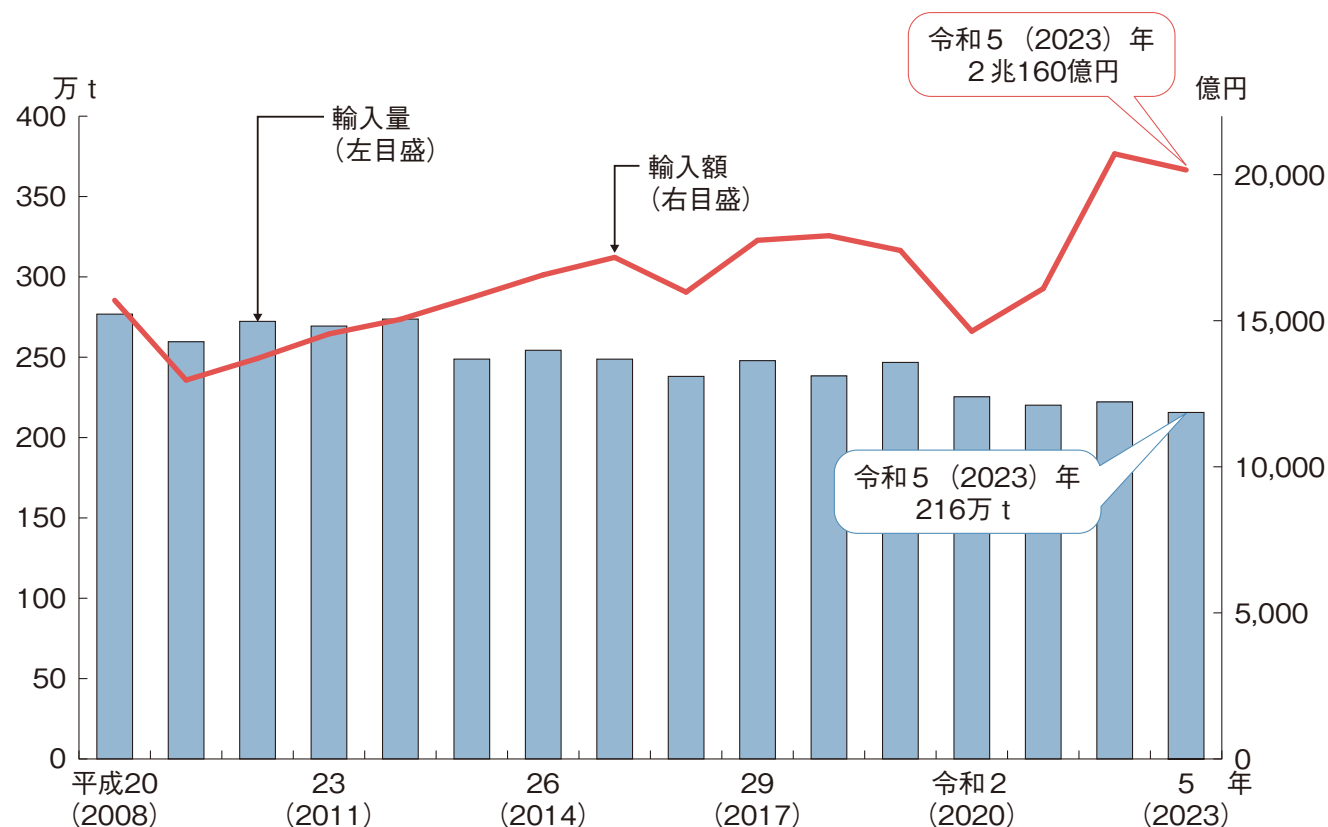
淡路島3年とらふぐ

(4) 水産物貿易の動向

ア 水産物輸入の動向

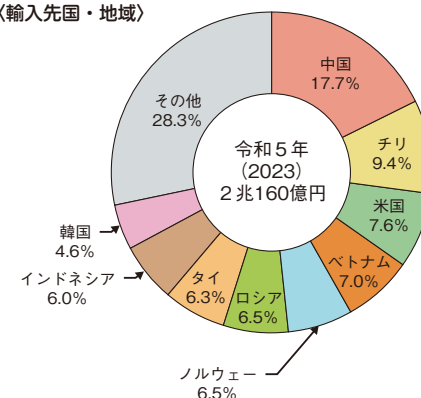
- 令和5（2023）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は、前年比3%減少の216万t。輸入額は前年比3%減少の2兆160億円。
- 主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国。品目別では、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳

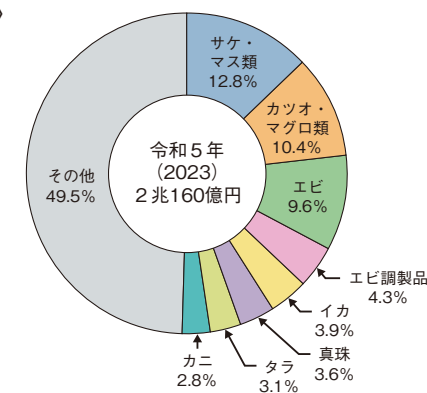


資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

〈輸入先国・地域〉



〈輸入品目〉

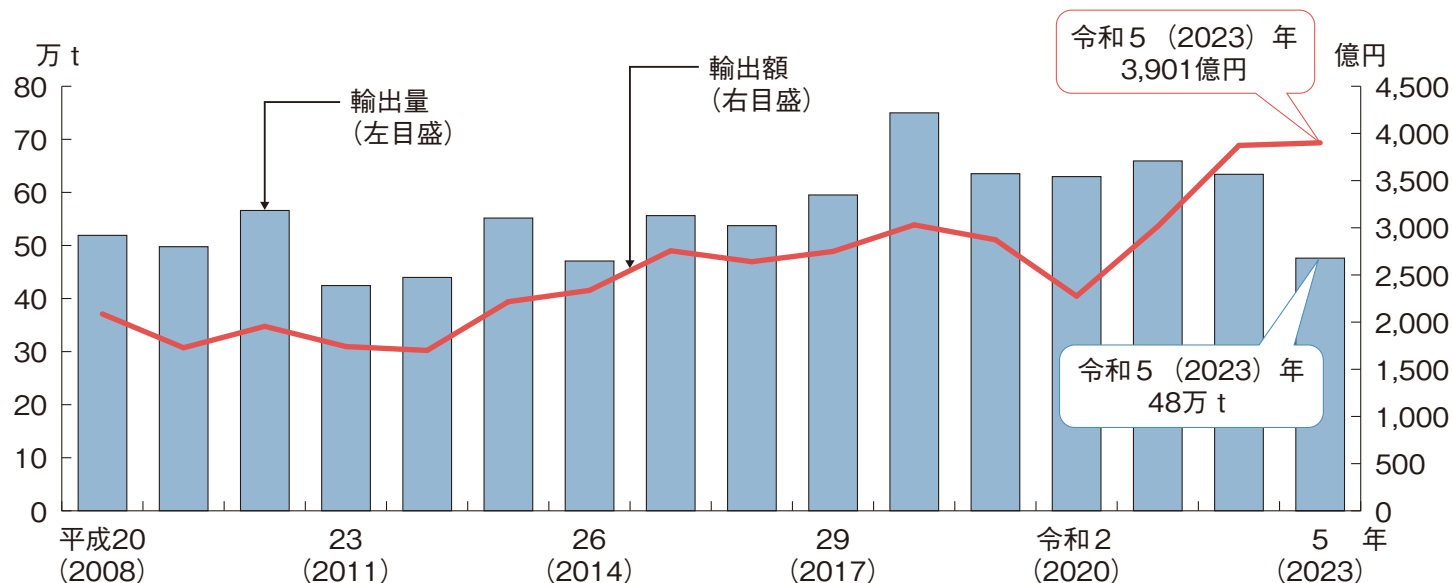


農林水産物・食品総輸入額に占める割合：16%

イ 水産物輸出の動向

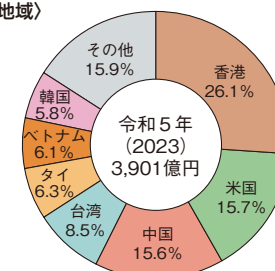
- 令和5（2023）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は、前年比25%減の48万t。輸出額は、前年比1%増の3,901億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、米国、中国。令和4（2022）年には、中国への輸出額が輸出額総額の22%を占めていたが、令和5（2023）年8月24日のALPS処理水海洋放出開始以降の同国の全都道府県の水産物の輸入停止により、令和5（2023）年は16%に減少。
- 品目別では、ホタテガイ、真珠、ブリが輸出額の上位。中国への輸出割合が5割を超えていたホタテガイの輸出額総額に占める割合が減少。
- 令和2（2020）年3月に、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（うち水産物は1.2兆円）とする目標を設定。水産物の重点品目は、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠及び錦鯉。
- 中国・香港等の輸入規制強化を踏まえ、輸出先国・地域の多角化を支援。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳

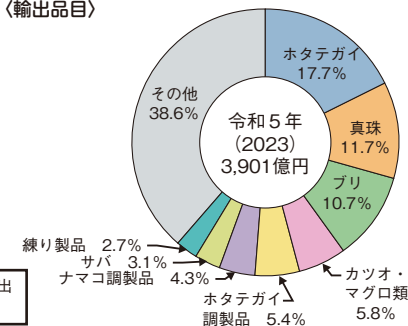


資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

〈輸出先国・地域〉



〈輸出品目〉



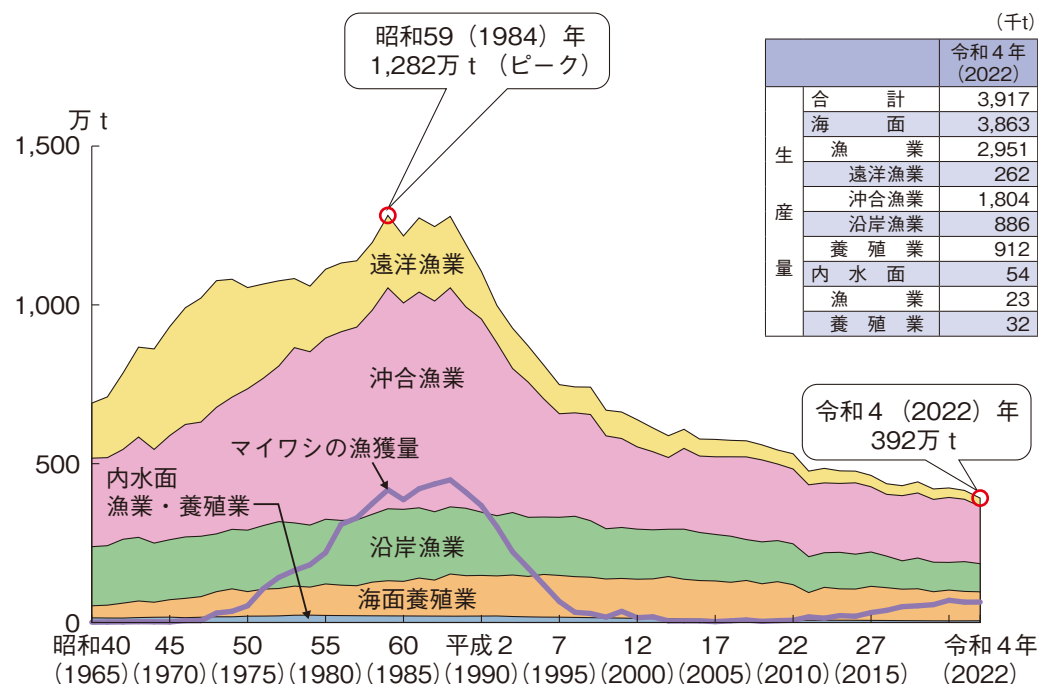
農林水産物・食品総輸出額に占める割合：29%

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和4（2022）年の漁業・養殖業生産量は、前年から24万t減の392万t。うち海面漁業は前年から23万t減の295万t。サバ類、カツオ等が減少。海面養殖業は1万t減の91万t。内水面漁業・養殖業は2千t増の5万t。
- 令和4（2022）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から2,058億円増の1兆6,001億円。うち海面漁業は1,141億円増の9,161億円、海面養殖業は749億円増の5,433億円、内水面漁業・養殖業は168億円増の1,407億円。

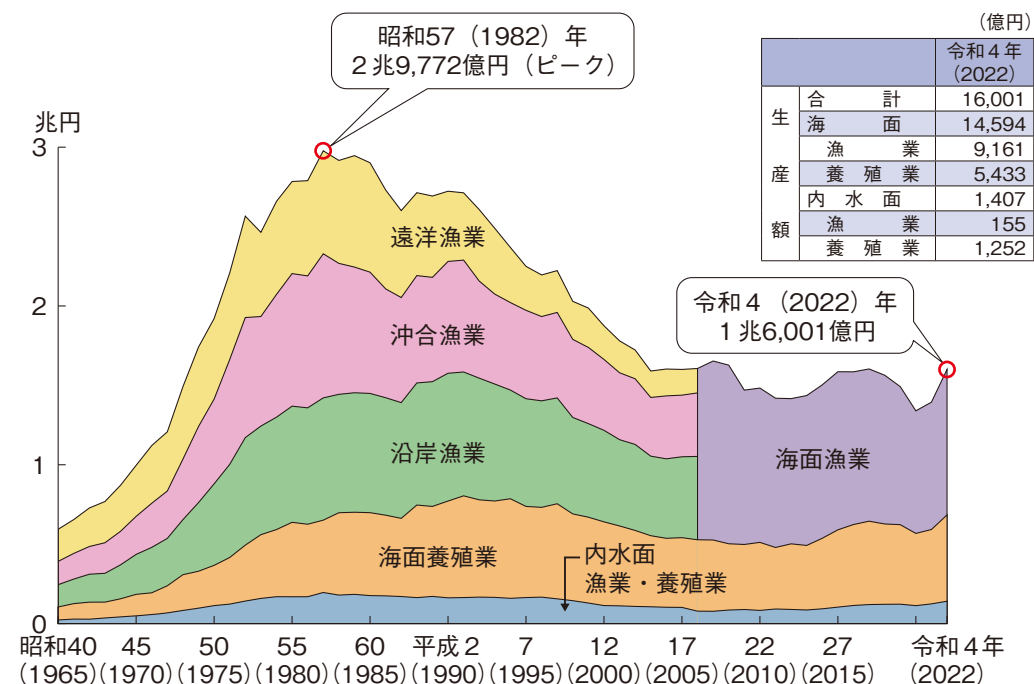
漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：1）漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

2）海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から執りまとめを廃止した。



(2) 漁業・養殖業の経営の動向

ア 漁船漁業の経営状況

- 令和4（2022）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から56万円増加して252万円。同年漁労外事業所得を加えた事業所得は278万円。基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の同年の平均漁労所得は、543万円。
- 漁船漁業を営む会社経営体では、平均漁労利益の赤字が続いており、令和4（2022）年度の漁労外利益を合わせた営業利益は273万円の赤字。
- 燃油価格は、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復等による急激な上昇に加え、ロシア・ウクライナ情勢による影響や急速な円安等により、高値水準で、かつ、不安定な動き。
- 漁業経営セーフティーネット構築事業及び漁業者への省エネルギー機器の導入支援による燃油価格高騰対策を実施。

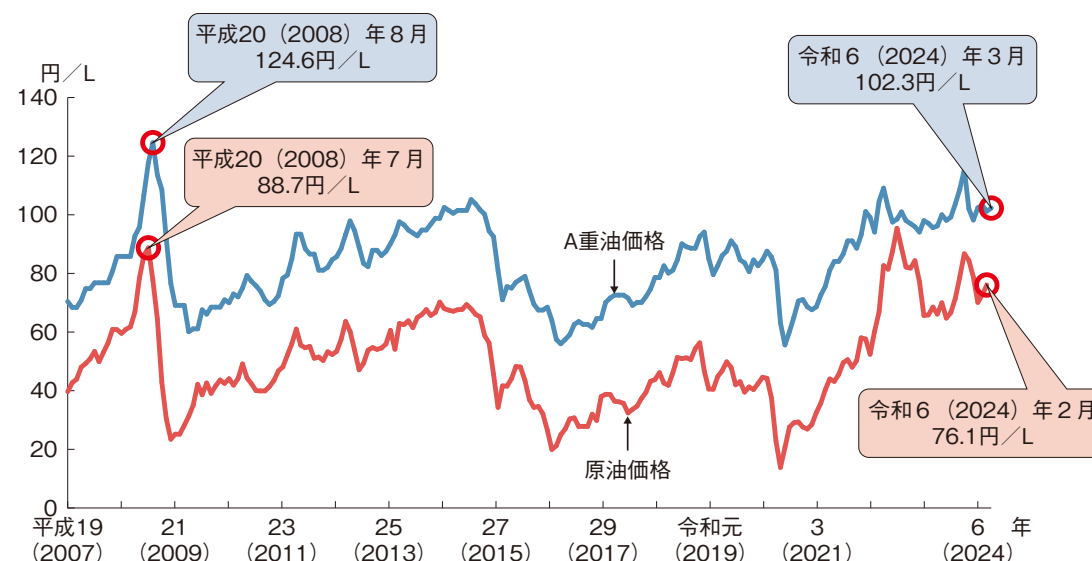
漁船漁業を営む個人経営体の経営状況

(単位：千円)		〈沿岸漁船漁業〉		〈65歳未満〉	
		令和3 (2021)	4年 (2022)	3 (2021)	4年 (2022)
事業所得		2,168	2,778	4,308	6,005
漁労所得		1,964	2,522	3,861	5,428
漁労収入		6,235	7,138	22,302	22,893
制度受取金（漁業）		823	1,166	2,560	2,345
漁労支出		4,271 (100.0)	4,616 (100.0)	18,442 (100.0)	17,466 (100.0)
雇用労賃		531 (12.4)	608 (13.2)	4,792 (26.0)	5,038 (28.8)
漁船・漁具費		339 (7.9)	373 (8.1)	1,462 (7.9)	1,002 (5.7)
修繕費		397 (9.3)	434 (9.4)	1,404 (7.6)	1,200 (6.9)
油売手数料		668 (15.6)	748 (16.2)	3,139 (17.0)	2,882 (16.5)
減価償却費		375 (8.8)	442 (9.6)	1,176 (6.4)	1,232 (7.1)
その他		678 (15.9)	676 (14.6)	1,907 (10.3)	1,858 (10.6)
その他		1,282 (30.0)	1,335 (28.9)	4,562 (24.7)	4,253 (24.4)
漁労外事業所得		204	256	447	577

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

- 注：1）沿岸漁船漁業は、「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を用いる経営体数で加重平均したもの。
- 2）65歳未満は、基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）であり、「漁業経営統計調査」（組替集計）の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の年齢階層ごとの経営体数で加重平均したもの。

燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

イ 養殖業の経営状況

- 令和4（2022）年の海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から228万円増加して1,062万円。
- 魚粉の輸入価格は、新興国における魚粉需要の拡大を背景に上昇傾向で推移する中、令和2（2020）年12月以降は新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復等により上昇し、令和5（2023）年はエルニーニョ現象等により更に上昇。
- 低魚粉養殖用配合飼料の開発、漁業経営セーフティーネット構築事業等による配合飼料価格高騰対策を実施。

養殖業を営む個人経営体の経営状況

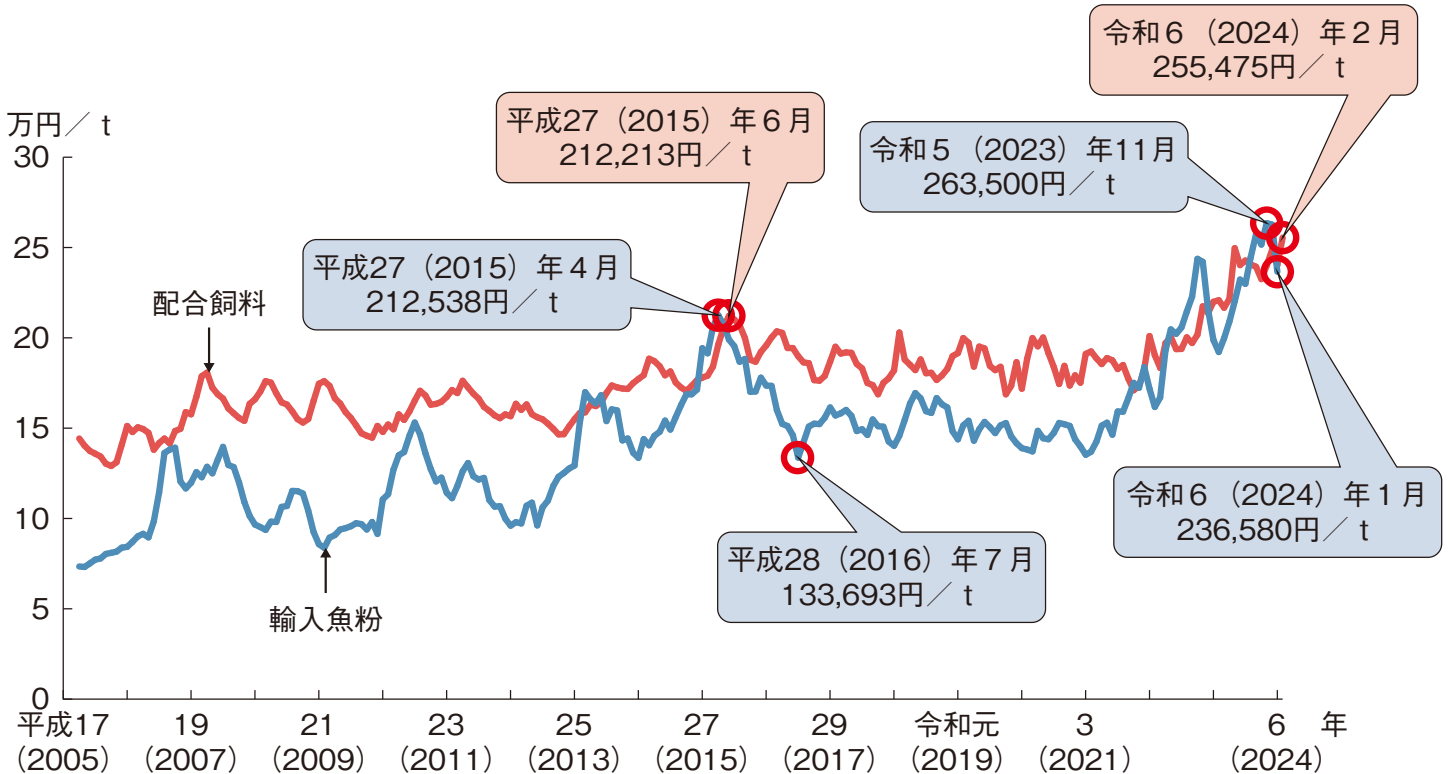
（単位：千円）

	令和3 (2021)	4年 (2022)
事業所得	8,537	10,787
漁労所得	8,336	10,616
漁労収入	35,142	40,299
制度受取金(漁業)	3,376	2,198
漁労支出	26,806 (100.0)	29,683 (100.0)
雇用労賃	3,860 (14.4)	3,818 (12.9)
漁船・漁具費	1,276 (4.8)	1,395 (4.7)
修繕費	1,661 (6.2)	1,870 (6.3)
油費	1,472 (5.5)	1,754 (5.9)
餌代	4,863 (18.1)	5,087 (17.1)
種苗代	1,027 (3.8)	1,379 (4.6)
販売手数料	1,357 (5.1)	1,708 (5.8)
減価償却費	3,645 (13.6)	3,815 (12.9)
その他	7,643 (28.5)	8,857 (29.8)
漁労外事業所得	201	171

資料：農林水産省「漁業経営統計調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注：「漁業経営統計調査報告」の個人経営体調査の結果を基に、「漁業センサス」の養殖種類ごとの経営体数で加重平均したもの。

配合飼料及び輸入魚粉価格の推移

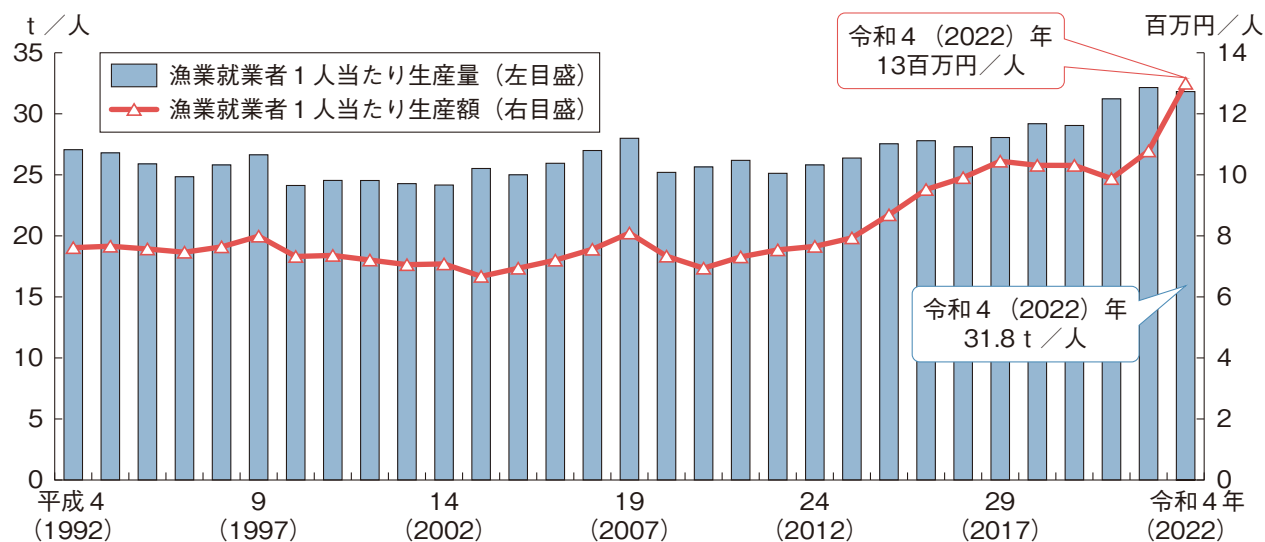


資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）

ウ 漁業・養殖業の生産性、所得の向上

- 我が国漁業就業者1人当たりの漁業・養殖業の生産額は1,300万円。
- 漁業者の所得を5年間で10%以上アップさせることで漁村地域の活性化を目指すために、実現するための方策を地域自らが考え、実施する「浜の活力再生プラン」を、令和5（2023）年度末時点で588地区で実施中。
- より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」は、令和5（2023）年度末時点で147地区で実施中。
- 浜の活力再生広域プラン等に基づくリース方式による漁船導入や産地施設の再編整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援。
- 令和2（2020）年7月に戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で養殖業の振興に本格的に取り組むこととする「養殖業成長産業化総合戦略」を制定し、マーケットイン型養殖業への転換を推進。

漁業就業者1人当たりの生産性



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）及び30（2018）年の漁業就業者数）、
「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」
（生産量）及び「漁業産出額」（生産額）に基づき水産庁で作成

いさはや こながい
長崎県諫早市小長井地区の浜の活力再生プランの取組事例



カキ焼き小屋



商品開発したカキの駅弁

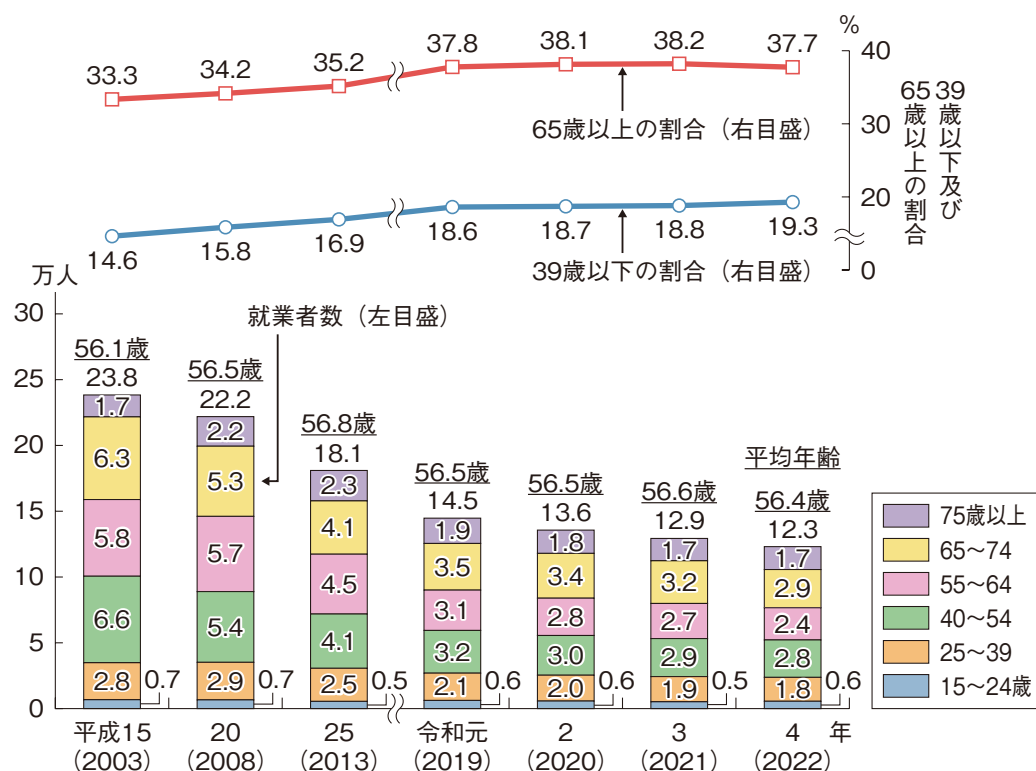
大規模沖合養殖システムの円形大型浮沈式生簀



(3) 漁業の就業者をめぐる動向

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向で、令和4（2022）年は12万3,100人。
- 令和4（2022）年度の新規漁業就業者は、1,691人。国等は、就職相談会の開催、インターンシップ、漁業現場での長期研修等、新規漁業就業者の確保に向けた取組を支援。

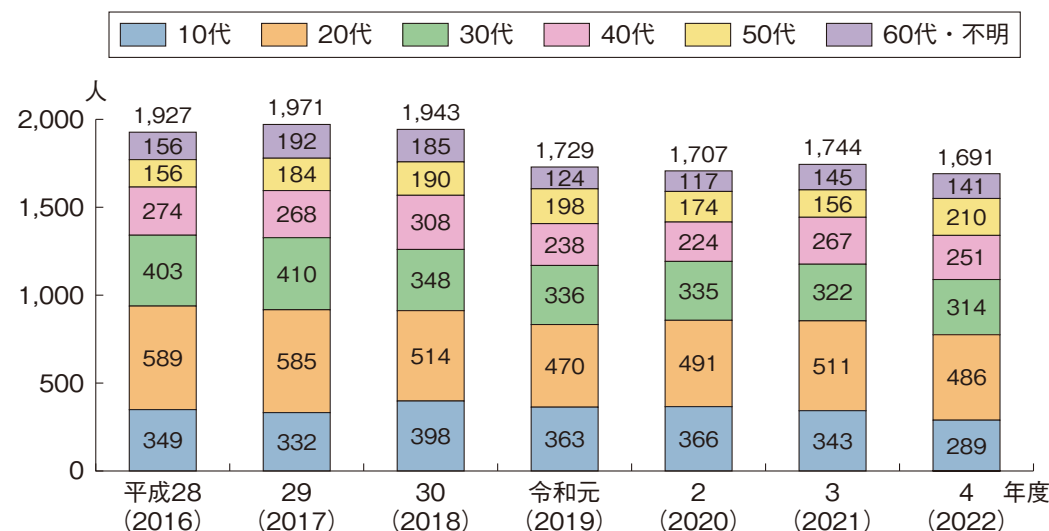
漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）及び25（2013）年）及び「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降）

- 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2）平成20（2008）年以降は、雇主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。
 3）平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計

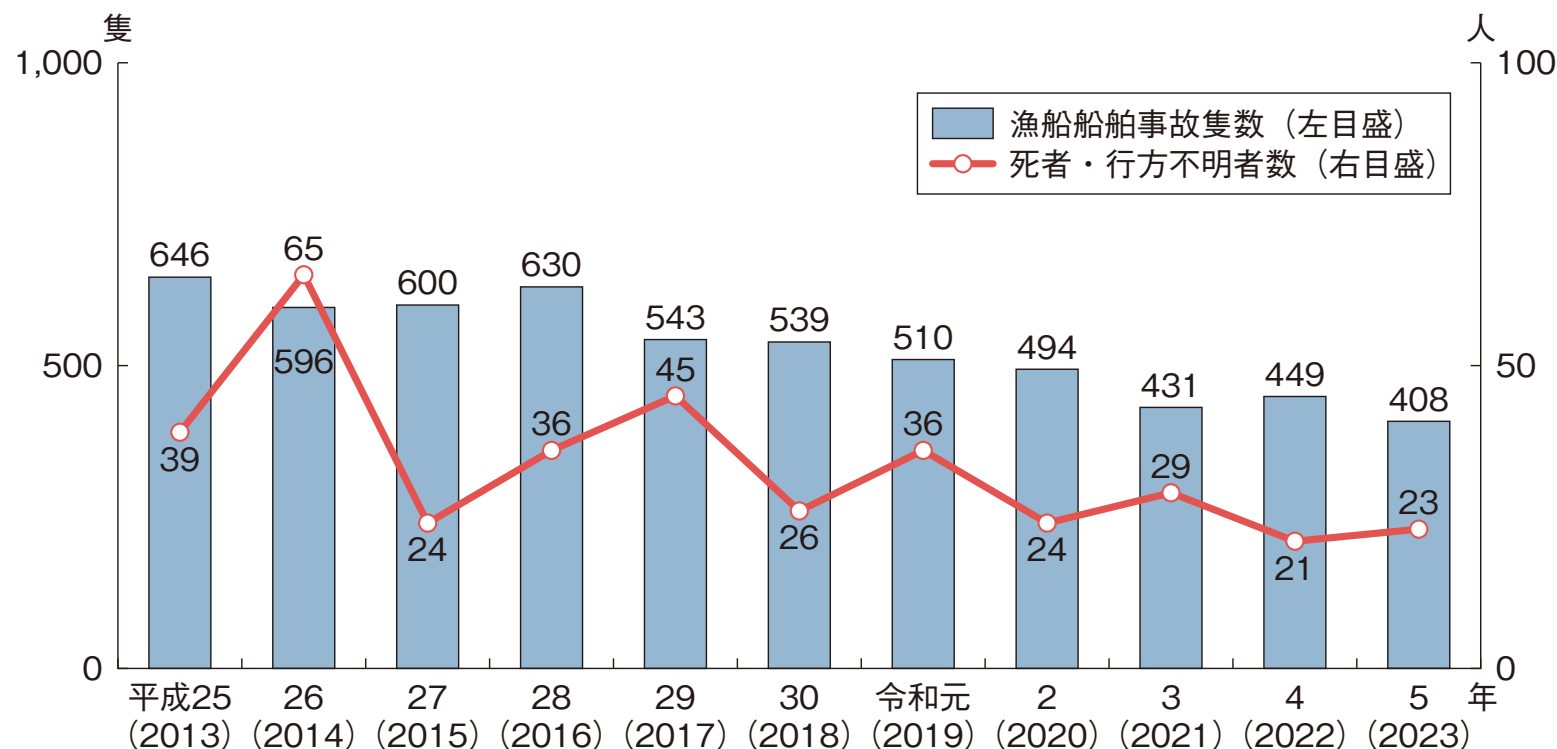


水産高校生への漁業就業への働き掛け（漁業ガイダンス）の様子

(4) 漁業労働環境をめぐる動向

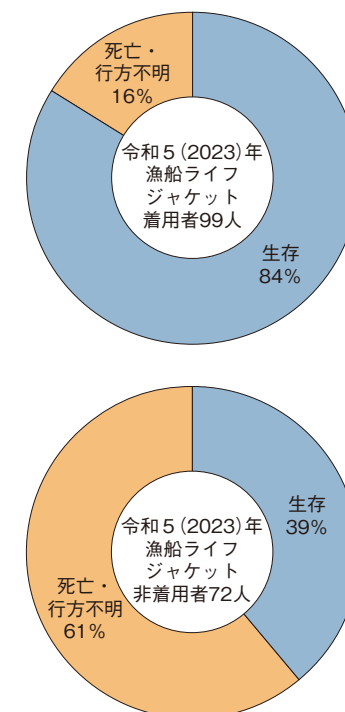
- 令和5（2023）年の漁船の船舶事故隻数は408隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は23人。
- 令和5（2023）年における漁船からの海中転落者数（※）は62人、うち死者・行方不明者数は38人。
（※ここでいう海中転落者数は、衝突、転覆等の船舶事故以外の理由により発生した船舶の乗船者の海中転落の人数である。）
- 海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割（約2.2倍の生存率）。原則、船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付け。

漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

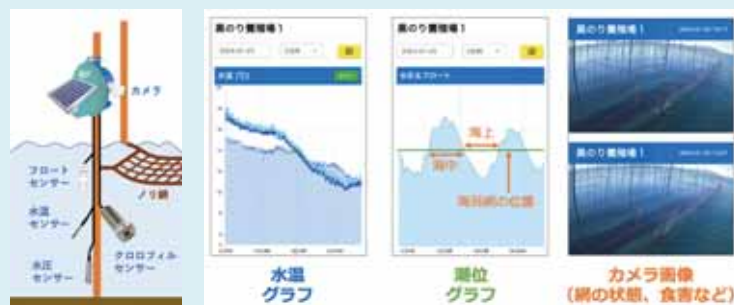


(5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

- 漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者数の減少等の現状に直面している水産業の成長産業化の実現に向け、精度の高い資源評価の実施や省人化・省力化による収益性の向上を図るため、資源評価、漁業・養殖業、加工・流通の各分野において、ICT、IoT、AI、ドローン等を活用した効率的な取組に関する技術の開発、導入及び高度化を推進。
- 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を策定し、データの利活用を推進。
- 地域が一体となって漁獲から流通・加工・販売・消費に至る各段階においてデジタル技術を活用する「デジタル水産業戦略拠点」の創出を目指し、令和5（2023）年にモデルとなる3地区を選定。

事例 養殖における海洋観測システム（「うみログ®」）の開発とマニュアルの整備

三重県では、三重県水産研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校及び県内の企業が共同で漁場関係のリアルタイム監視が可能なIoT海洋観測のモニタリングシステム（名称「うみログ®」）を開発。同システムは、クロノリ養殖漁場に設置した海洋観測機が収集する水温、クロロフィル濃度等の情報をスマートフォンアプリで閲覧可能とし、養殖業者は、これらの情報を基に、養殖開始日の決定、プランクトンの増殖情報によるノリの色落ちの予測等に活用。また、同事業では、養殖業者により効果的にシステムの活用が図られることを目的に、「黒ノリ養殖業におけるIoT観測機器の活用マニュアル」を策定。海洋観測機は、軽量かつ整備性が良いため、養殖業者自身での設置やメンテナンスが実施されている。



うみログ®のイメージ

事例 デジタル水産業戦略拠点のモデル地区（大阪府泉州地域）

大阪府泉州地域は、主に大阪湾を漁場とするシラスの船びき網漁業が行われており、同地域では、水産業のデジタル化の取組として、水揚げ後の入札システムのICT化を推進するとともに、電子化された入札情報を、SNSを通じて操業中の漁業者に送信。

リアルタイムの入札情報をオープン化することで、個々の漁業者が相場を踏まえ適量を漁獲する操業へ変化したことによる操業コスト等の削減、鮮度等の品質保持による魚価の向上を意識した操業への改革にもつながり、週休3日制での操業体制も実現。こうした操業の効率化や漁労所得の増大等により、若い世代の新規漁業就業者の確保も進んでいる。



電子化した入札システム



電子化での入札情報の入力画面

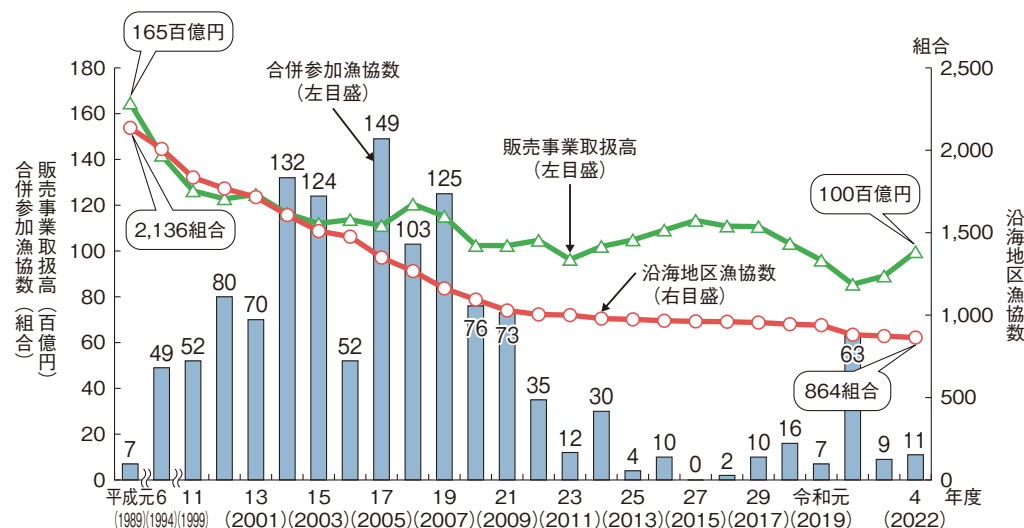
(6) 陸上養殖をめぐる動向

- 令和5（2023）年4月より陸上養殖は届出養殖業となり、届出件数は令和6（2024）年1月1日時点で662件。

(7) 漁業協同組合の動向

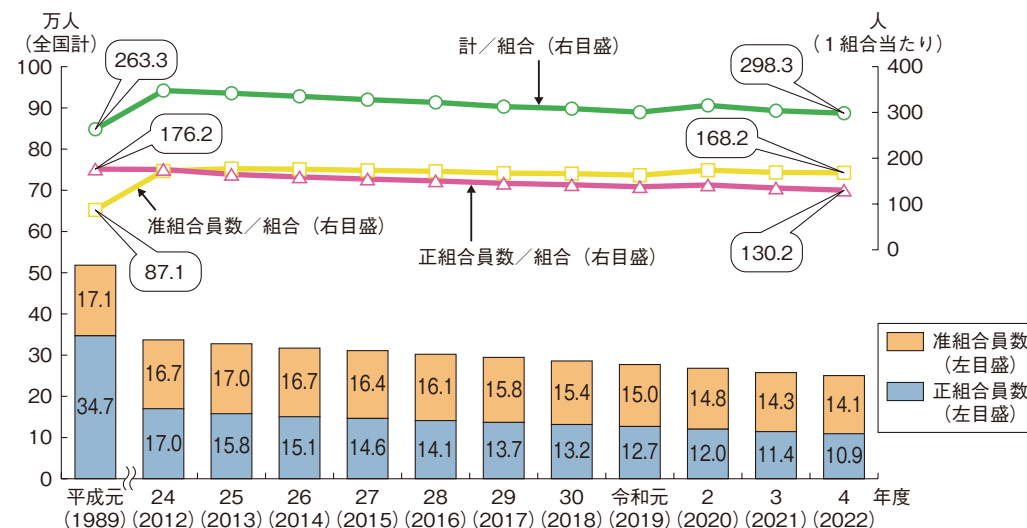
- 漁協は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 令和5（2023）年3月末時点の組合数（沿海地区）は、864組合。
- 漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進行。合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

漁協の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

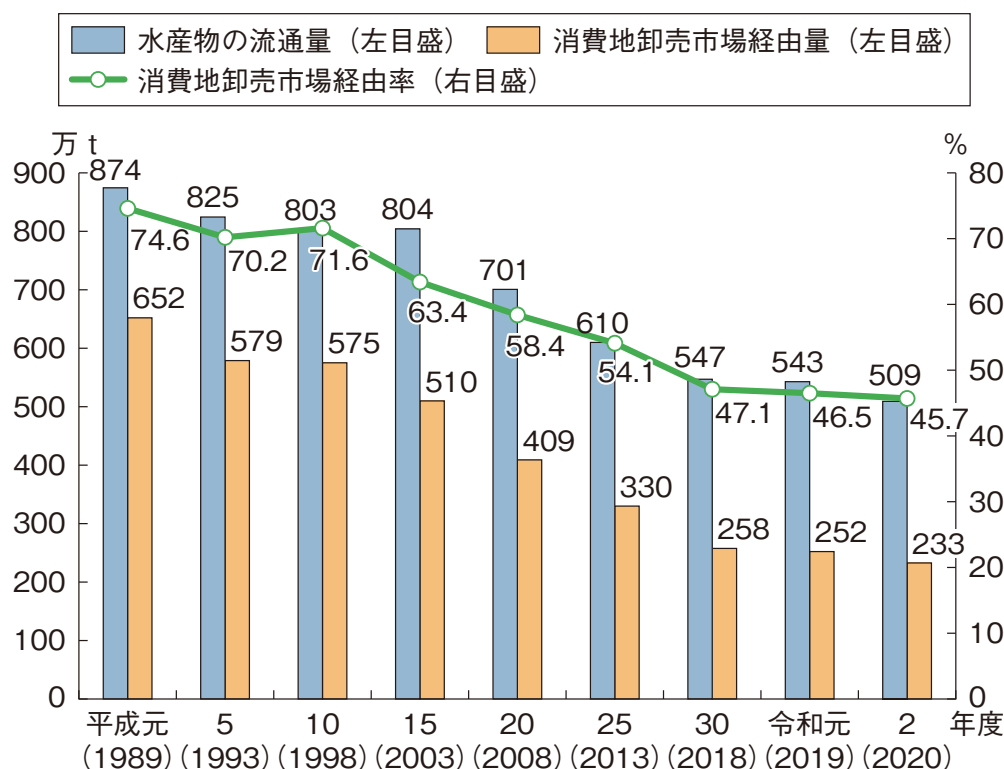


(8) 水産物の流通・加工の動向

ア 水産物流通の動向

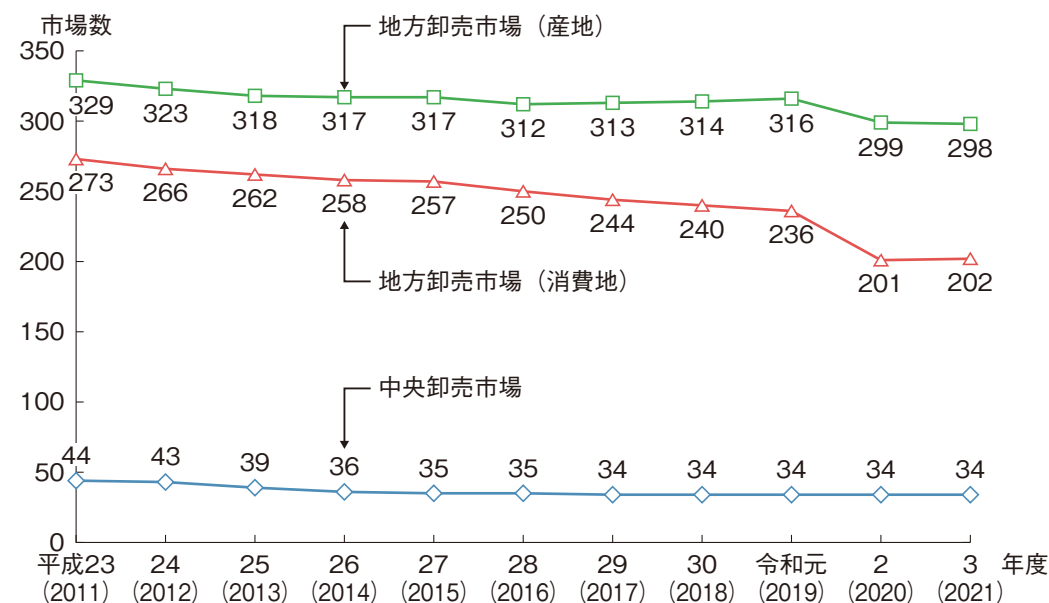
- 水産物卸売市場の数は、産地卸売市場は近年横ばい傾向、消費地卸売市場は減少。
- 水産物の消費地卸売市場経由率は低下傾向で、市場外流通が増加。
- 卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割。輸出も見据えた品質・衛生管理体制の強化や、統廃合等による市場機能の維持・強化が必要。

水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

水産物卸売市場数の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

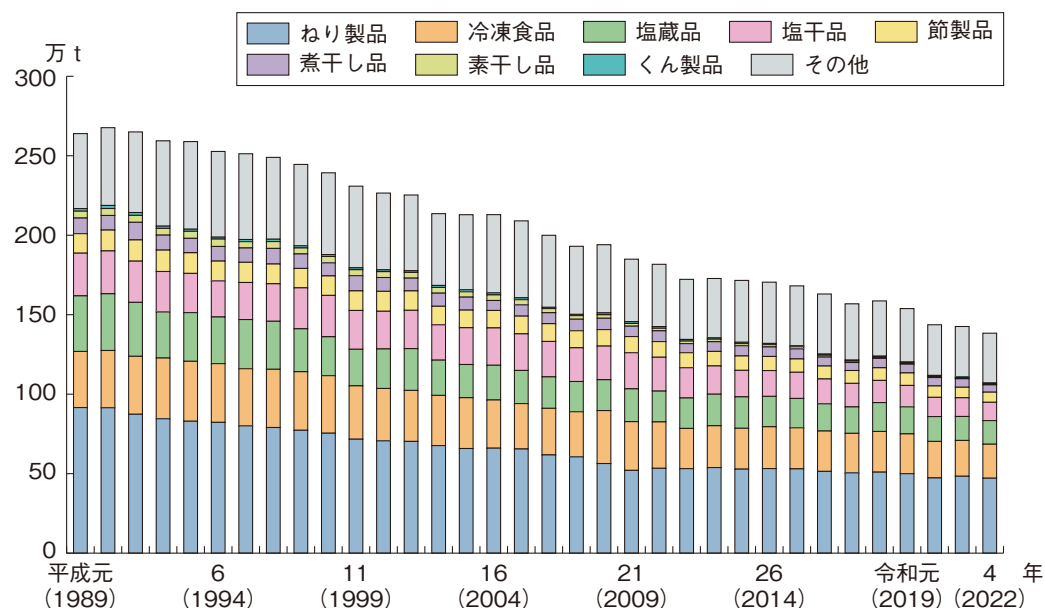
注：1) 中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23 (2011) 年度までは年度当初、平成24 (2012) 年度からは年度末のデータ。

2) 令和2 (2020) 年6月に改正卸売市場法が施行された。このため、令和元 (2019) 年度までのデータは、中央卸売市場は都道府県又は人口20万人以上の市等が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場。地方卸売市場は中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模 (産地市場330㎡、消費地市場200㎡) 以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの。令和2 (2020) 年度からのデータは、中央卸売市場は農林水産大臣の認定を受けた卸売市場。地方卸売市場は都道府県知事の認定を受けた卸売市場。

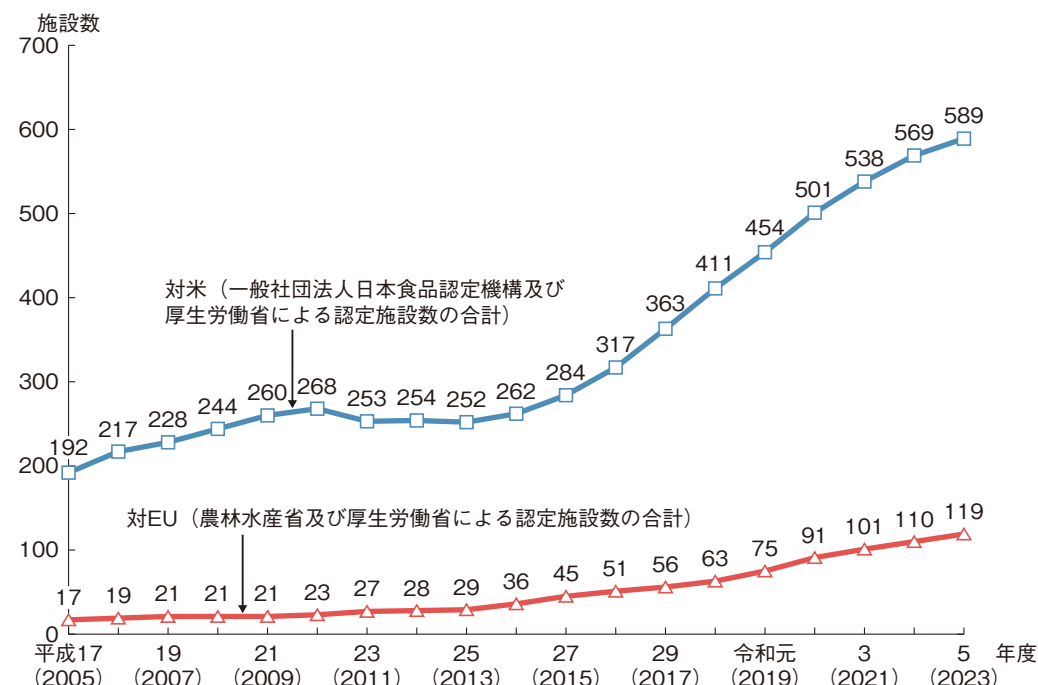
イ 水産加工業の動向、HACCPへの対応

- 我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の約7割は水産加工品として供給。
- 水産加工品のうち食用加工品の生産量は減少傾向であるが、ねり製品や冷凍食品の生産量は横ばい傾向。
- 経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が水産加工業者にとっての課題であり、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組を支援。
- EUや米国等に水産物を輸出する際には、水産加工施設等が、輸出先国・地域から求められているHACCPの実施と施設基準への適合が必要。政府は、EUや米国への輸出に際して必要な施設認定を取得するための施設の改修等を支援。
- 令和5（2023）年度末時点で、水産加工業等における対EU輸出認定施設数は119施設、対米輸出認定施設数は589施設。

水産加工品のうち食用加工品の生産量の推移



水産加工業等における対EU・対米輸出認定施設数の推移



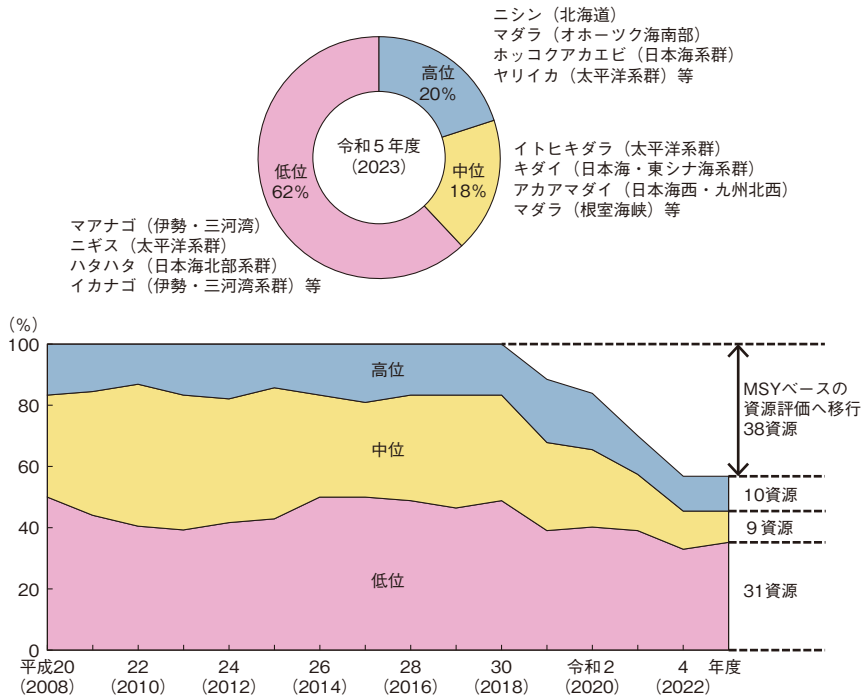
第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国周辺の水産資源

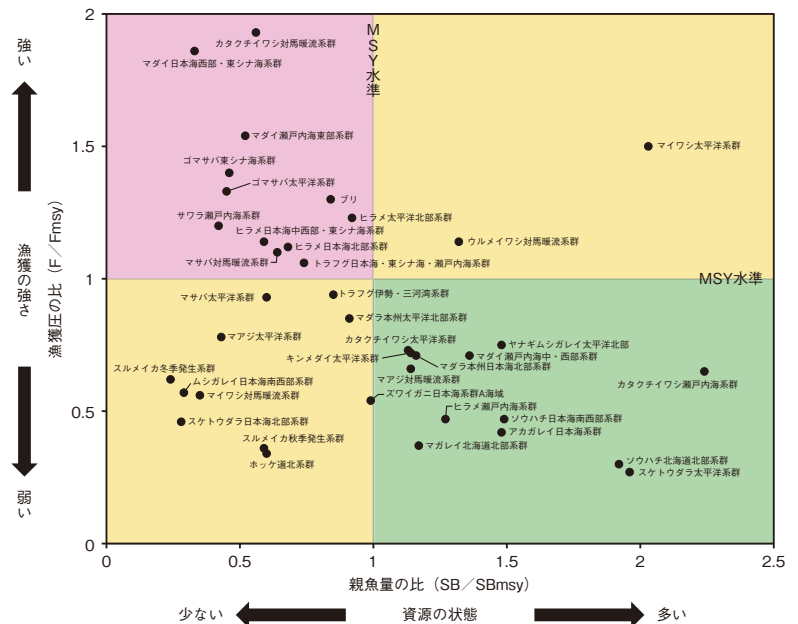


- 水産資源の管理は、資源評価に基づき適切な管理措置を執ることが重要。
- 資源評価対象種を平成30(2018)年度の50種から、令和2(2020)年に施行された改正漁業法に基づき、令和3(2021)年度までに192種に拡大。
- 資源評価対象種のうち、MSYを達成するための資源量と漁獲量の強さの算出を令和5(2023)年度までに22種38資源に実施。
- 36種50資源について、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

高位・中位・低位の3区分による資源評価



MSYをベースとした資源評価



資料: 水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成

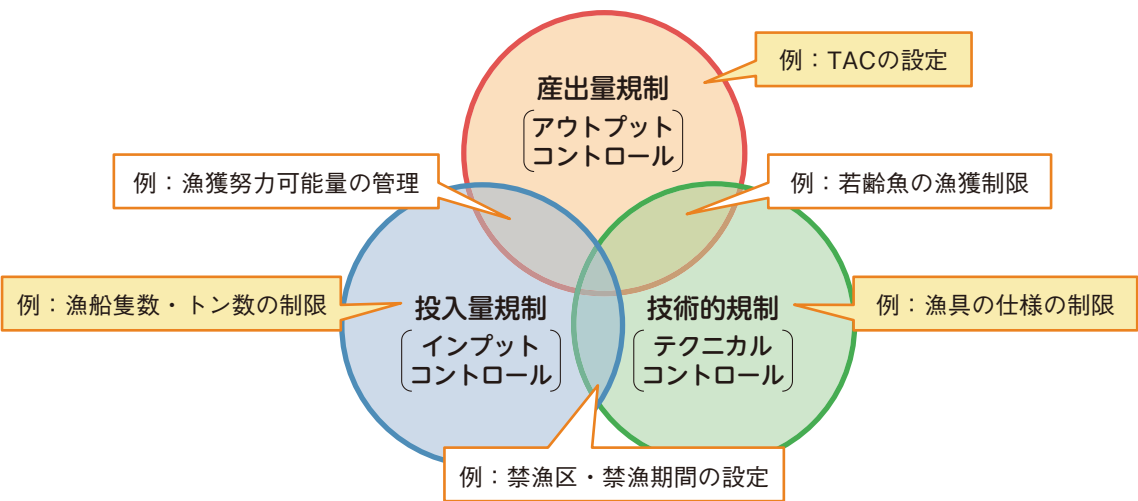


(2) 我が国の資源管理

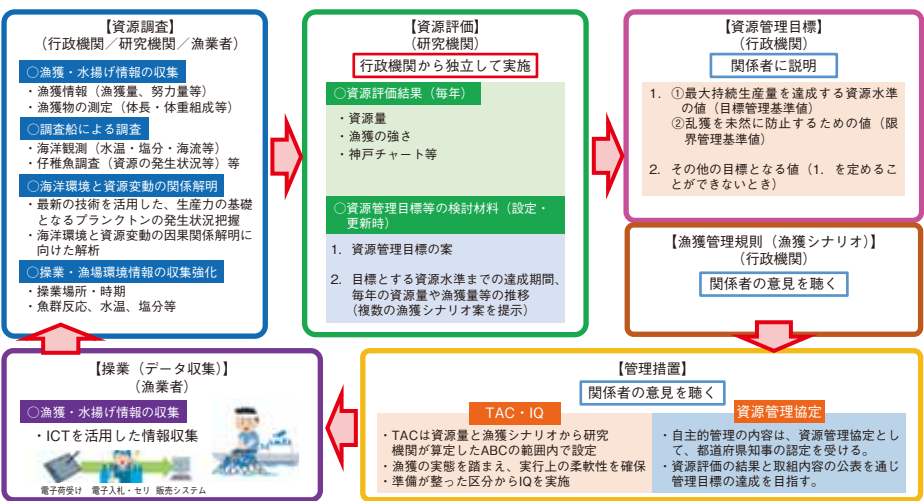
ア 改正漁業法に基づく新たな資源管理の推進

- 資源管理の手法は、1) 投入量規制、2) 技術的規制、3) 産出量規制の三つに大別。改正漁業法では、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、管理手法はTACを基本。TACに加え、操業期間、漁具の制限等の手法を組み合わせ資源管理を適切に実施。
- 採貝・採藻、定置漁業、養殖業、内水面漁業等については漁業権制度で管理。沖合・遠洋漁業等については許可制度等で管理。
- 令和2（2020）年、新たな資源管理システムの構築のため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定。令和12（2030）年度に漁獲量を444万tまで回復させることを目標とし、令和5（2023）年度までに、1) 資源評価対象魚種を200種程度に拡大、2) 漁獲量ベースで8割をTAC管理、3) TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ（漁獲割当）による管理を原則導入、4) 自主的な資源管理（資源管理計画）を改正漁業法に基づく「資源管理協定」に移行等の取組を行うこととしている。
- 令和6（2024）年3月、ロードマップの目標を達成するための令和6（2024）年度以降の具体的な工程を示した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」を決定・公表。

資源管理手法の相関図

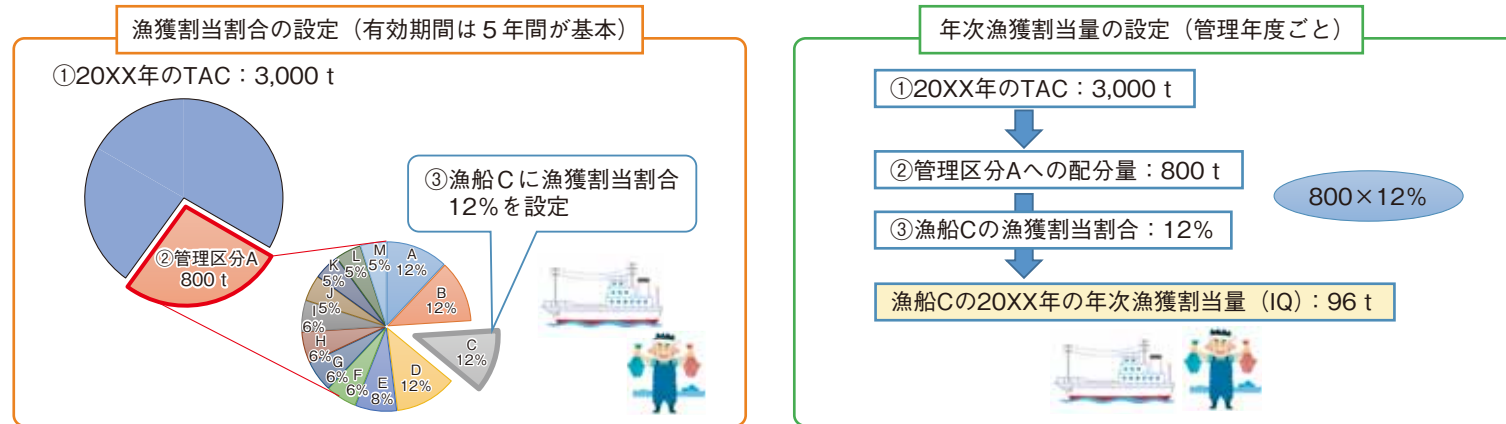


資源管理の流れ



- TAC管理の対象となる資源の割合は、その拡大の取組により令和6（2024）年3月末時点で、漁獲量ベースで65%を占めており、令和7（2025）年度までに8割でTAC管理開始となることを目指す。
- IQ管理は、令和5（2023）管理年度までに、11漁法・資源に導入。
- 資源管理計画から資源管理協定への移行は、令和5（2023）年度末までに完了。

IQ管理の導入のイメージ



イ 太平洋クロマグロの資源管理

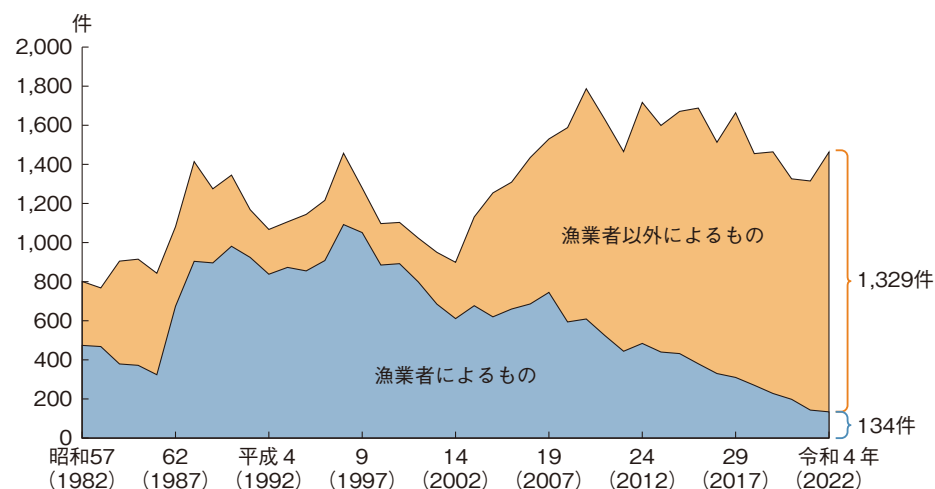
- 太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意を受け、大型魚（30kg以上）及び小型魚（30kg未満）に漁獲上限を設定し、大臣管理区分及び都道府県にTACを配分。
- 令和4（2022）管理年度以降は、令和3（2021）年のWCPFC年次会合において決定された大型魚の漁獲上限の増加等を踏まえ、配分を見直し。
- 適切な数量管理のため、TAC報告時の個体管理や、取引時の個体情報の伝達・記録等により、漁獲・流通の管理を強化する方向で検討。
- 遊漁については、令和3（2021）年6月以降、小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕時の尾数等の報告を義務化。

(3) 実効性ある資源管理のための取組

ア 我が国の沿岸等における密漁防止・漁業取締り

- 令和4（2022）年における全国の密漁の検挙件数は、1,561件（うち海面1,527件、内水面34件）。漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、悪質化・巧妙化。
- 改正漁業法に基づき、悪質な密漁が行われているあわび、なまこ及びうなぎの稚魚を「特定水産動植物」に指定し、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止とし、罰則を強化。
- 令和4（2022）年12月、国内外で違法に採捕された特定の水産物の流過程での混入等を防止することを目的とした水産流通適正化法が施行され、国内においては取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号の伝達等を、海外からの輸入においては旗国の政府機関が発行する証明書等の添付等を義務付け。
- 国内流通規制を行う特定第一種水産動植物にあわび、なまこ及びうなぎの稚魚を、輸入規制を行う特定第二種水産動植物にさば、さんま、まいわし及びいかを指定。

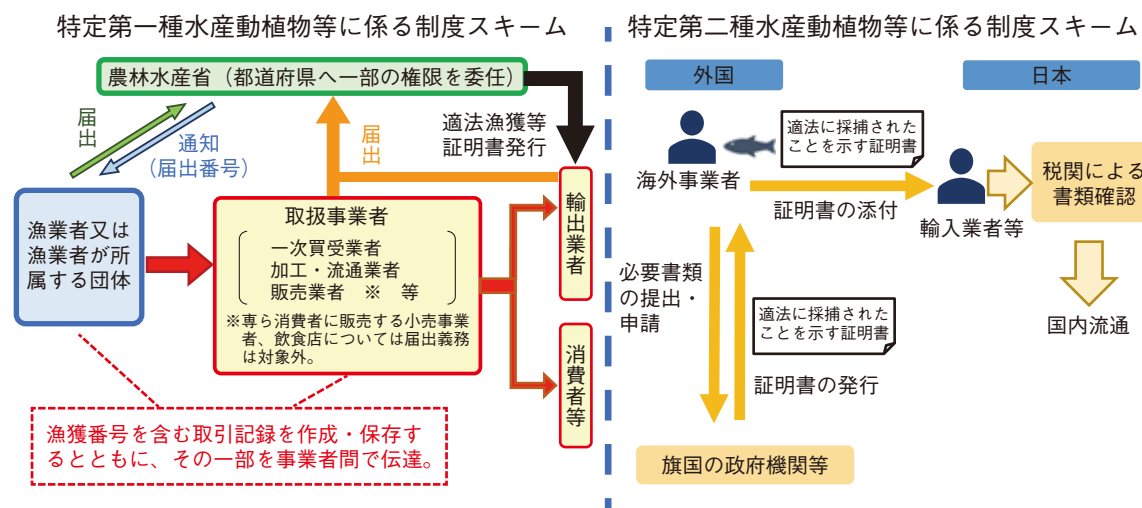
我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

注：令和4（2022）年の合計は、漁業者によるものと漁業者以外によるものの他に、不詳64件を含む。

水産流通適正化制度の概要

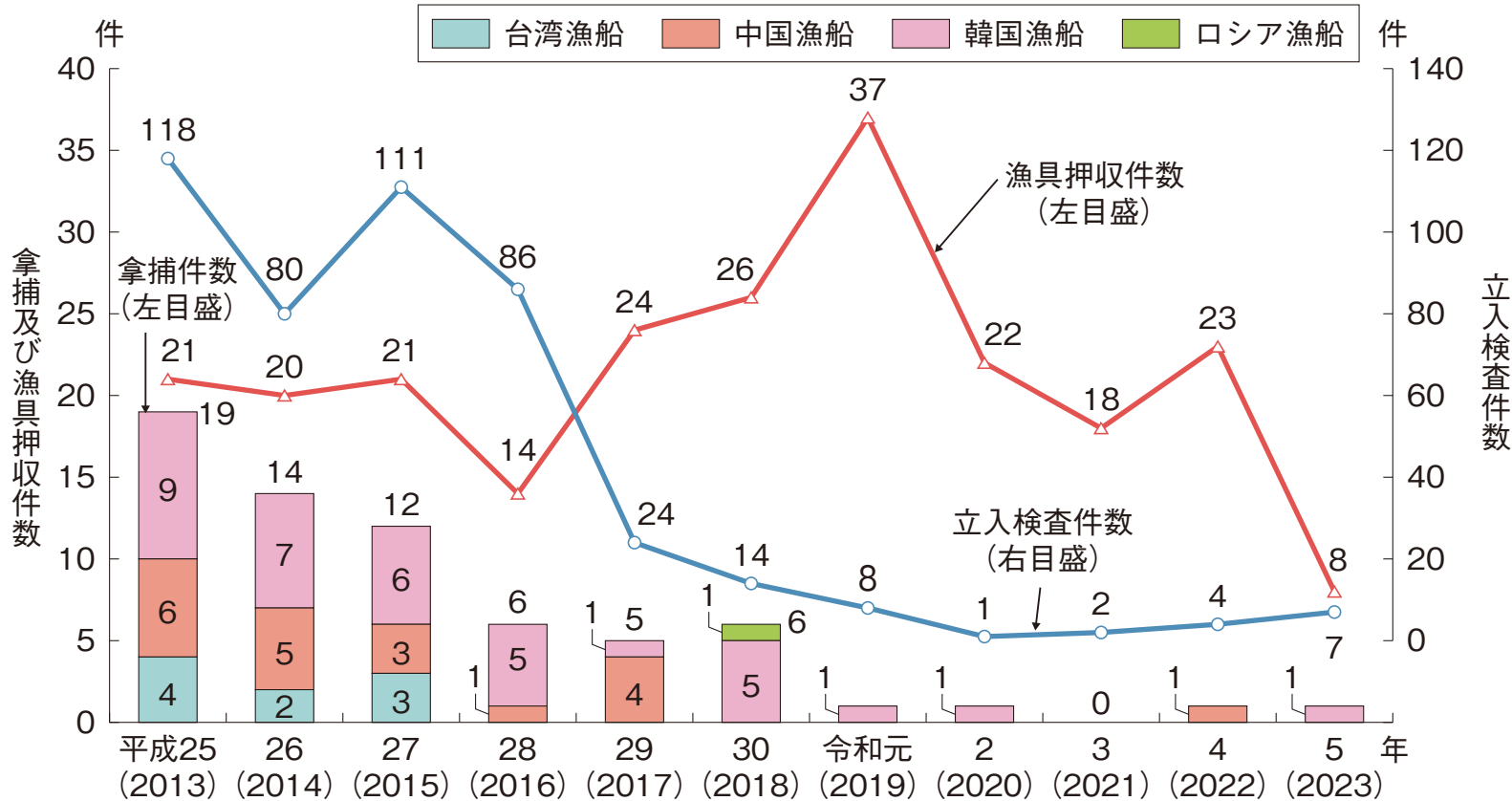


注：届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

イ 外国漁船等の監視・取締り

- 令和5（2023）年の水産庁による外国漁船等の取締実績は、立入検査7件、^{だほ}拿捕1件、違法設置漁具の押収8件。
- 日本海の大和堆^{やまとたい}周辺水域における中国漁船及び北朝鮮漁船による操業は極めて問題であり、漁業取締船により重点的に取締活動を実施するとともに、海上保安庁と連携して対応。令和5（2023）年の水産庁による中国漁船等への退去警告隻数は、延べ68隻。

水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



大和堆周辺水域の中国漁船
(上)、北朝鮮漁船 (下)

資料：水産庁調べ
注：公海における乗船検査を含まない。

(4) 資源を積極的に増やすための取組



- 種苗放流は、令和4（2022）年7月に策定した「第8次栽培漁業基本方針」に基づき、資源管理の一環として実施。
- サケ（シロサケ）は、近年、放流した稚魚の回帰率の低下により資源が減少。気候変動による海洋環境の変化が稚魚の生残に影響しているとの指摘もあり、水産庁は、環境の変化に対応した放流手法の改善の取組等を支援。
- 水産庁は、水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。

(5) 漁場環境をめぐる動き



ア 藻場・干潟の保全と再生、漁場環境の改善

- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要であり、水産庁は、地方公共団体による藻場・干潟の造成等の広域的な対策を推進。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖には窒素やリン等の栄養塩類が必要であるが、閉鎖性水域では栄養塩類の減少等による養殖ノリの色落ち等の可能性が示唆。瀬戸内海では、令和4（2022）年4月に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法が施行され、栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度が導入。
- 有明海等の再生については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境の保全・改善、水産資源の回復等の施策を実施。
- 令和5（2023）年6～9月、八代海・橘湾において赤潮が発生し、熊本県、長崎県及び鹿児島県においてトラフグ、シマアジ、マダイ、カンパチ、ブリ等の養殖魚に被害が発生。養殖生産構造の抜本的な改革に必要な調査・開発試験等を支援。



藻場の造成の様子（海藻が着定しやすいブロックの設置状況）



藻場の保全（ウニの駆除）

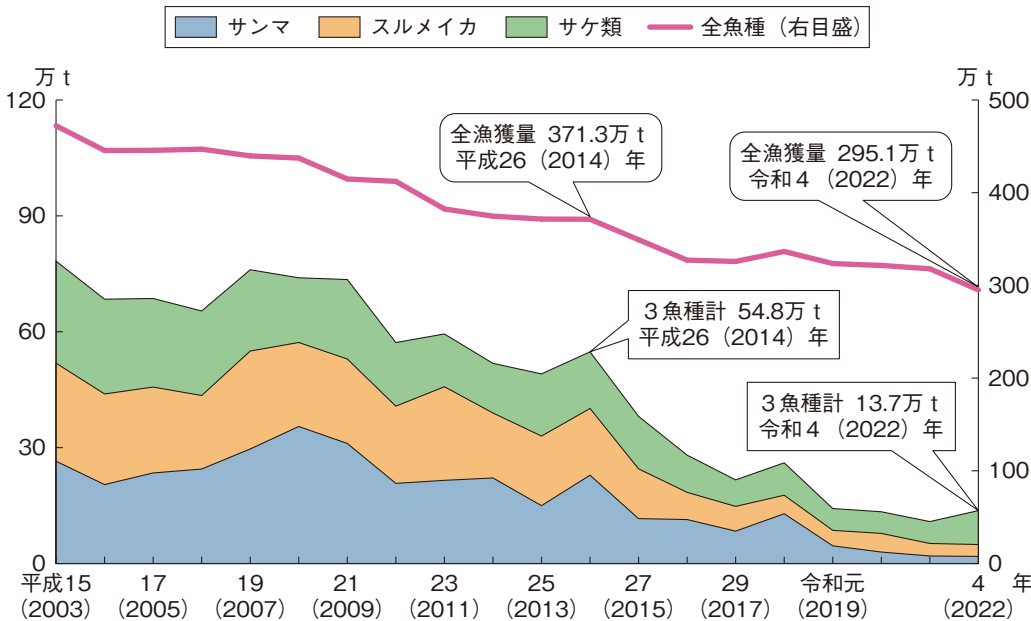


干潟等の保全（干潟の耕うん）

イ 気候変動による影響と対策

- 気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響。サンマやスルメイカの分布域の変化、サケの回帰率の低下等が発生。
- 気候変動への緩和策として、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立、ブルーカーボンの二酸化炭素吸収源としての可能性の追求等、水産分野においてもカーボンニュートラルに向けた取組を推進。
- 適応策として、養殖業においては、高水温耐性を有するノリ養殖品種の開発等を推進。
- 令和5（2023）年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催。同検討会の取りまとめを踏まえ、今後、1）資源調査・評価の充実・高度化、2）漁法・漁獲対象魚種の複合化・転換、3）養殖業との兼業化・転換、4）魚種の変更・拡大に対応しうる加工・流通等の実現に向けた対策を推進。

サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：スルメイカは、遠洋底びき網（南方水域）及びいか釣のうち、日本海水域以外で漁獲されたものを含まない。

海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会取りまとめ（概要）

対応の方向性（概要）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② 詳細な海洋環境データや漁業データの収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源の分布・回遊や生態に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、漁業者からの情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 海洋環境の変化による資源変動に対応した漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のIQの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 試験研究機関による収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進や輸出先国のニーズに対応したサプライチェーンの構築による新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

5. 魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

ウ 海洋におけるプラスチックごみの問題

- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系のほか、漁獲物への混入等漁業にも影響。
- 水産庁は、1) 使用済み漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、2) 生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発やまき網等の漁網のリサイクル推進を支援、3) 環境省や都道府県等と連携した漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進、4) マイクロプラスチックが水産生物に与える影響の調査等を実施。



生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験
(写真提供：公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構)

(6) 野生生物による漁業被害と対策

- トド、ヨーロッパザラボヤ等の野生生物による漁業被害が発生。水産庁は、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等への支援等を実施。
- トドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から令和4（2022）年度は約8億円に減少。
- 内水面におけるカワウやオオクチバス等外来魚の防除の取組への支援を実施。

事例 廃漁網の資源循環に向け漁業者と企業がタッグ

困難とされてきた廃漁網のリサイクルの動きが加速化しており、まき網漁業者、製網メーカー等が業界の枠を超えてTEAM Re:ismを組み、廃漁網を新たな漁網や漁業現場で使用するパレット等へのリサイクルが行われている。また、北海道等で行われている漁業者が中心となった漁業用のカップやカバン等へのリサイクルの取組のほか、漁網から固形燃料を製造し、石油代替として熱利用する（サーマルリサイクル）技術も注目されてきている。

今後、漁業者、自治体、企業、地域住民等、より多くの関係者が連携し、廃漁網の効率的な収集や分別、再生製品の需要拡大等を行うことで、漁業分野での資源循環の取組が一層拡大していくことが期待される。

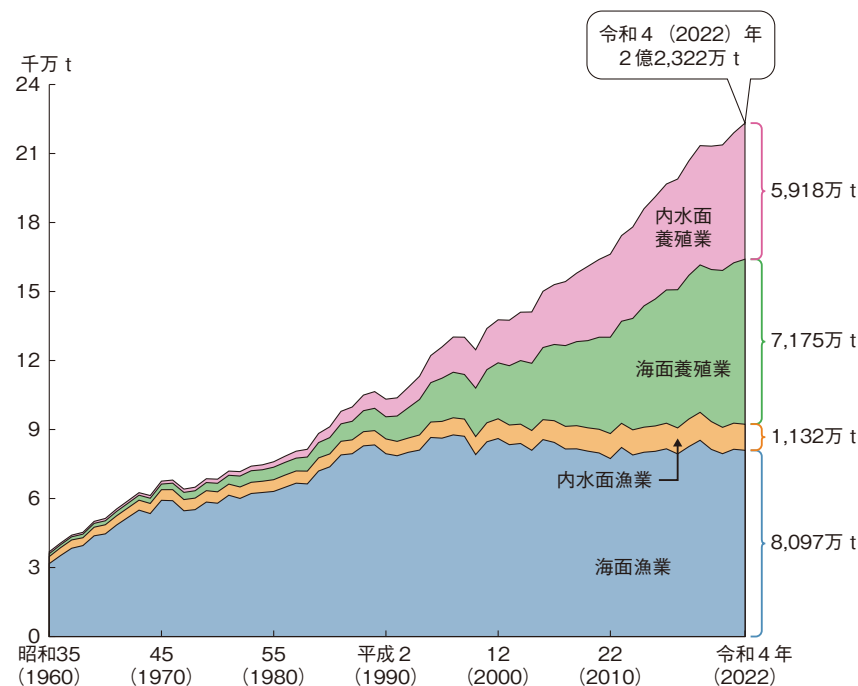


第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産

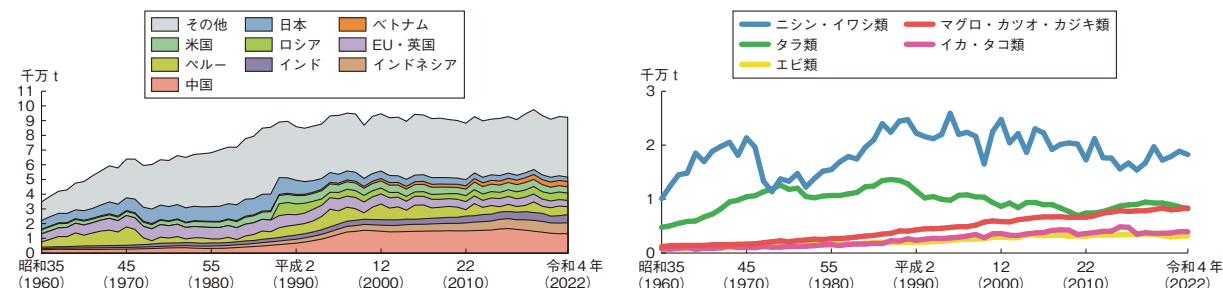
- 世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向。漁業の漁獲量は横ばい傾向である一方、養殖業の収穫量は急激に増加。
- 漁獲量は、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増加傾向。
- 養殖業の収穫量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 持続可能なレベルで漁獲されている世界の水産資源の割合は、令和元（2019）年には65%まで低下し、35%が過剰利用。

世界の漁業・養殖業生産量の推移

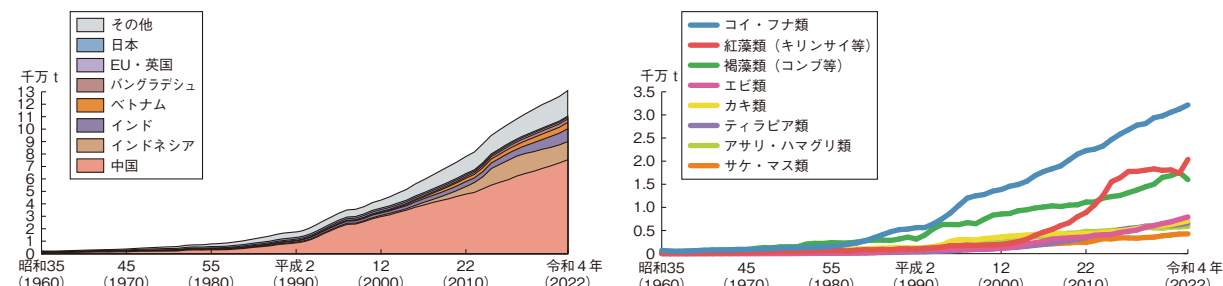


資料：FAO「Fishstat（Global capture production、Global aquaculture production）」（日本以外）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成

世界の漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移



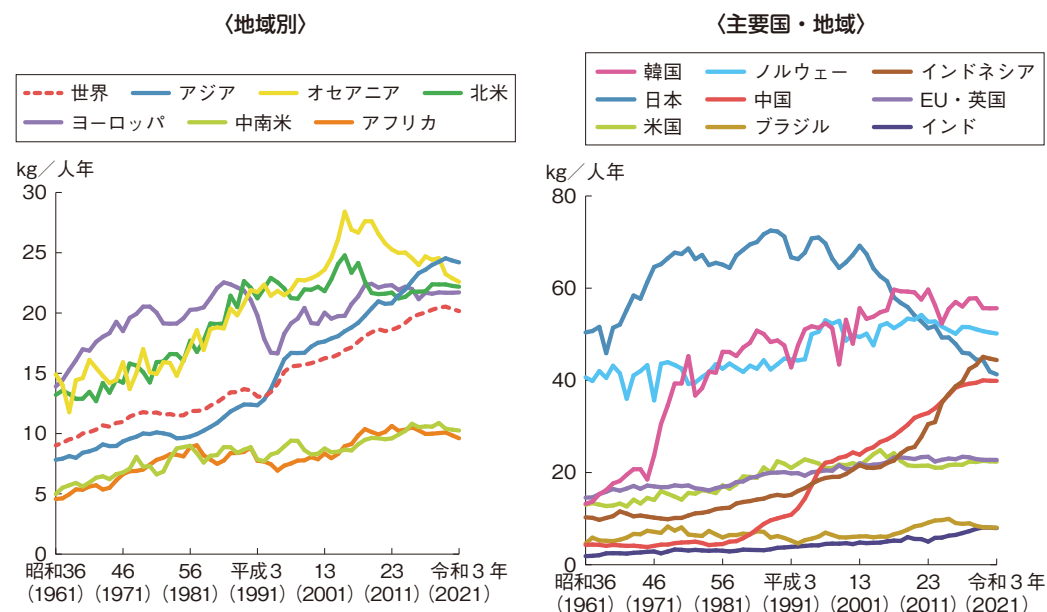
世界の養殖業の国別及び魚種別収穫量の推移



(2) 世界の水産物消費、世界の水産物貿易と国際情勢

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は増加する一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、減少傾向で推移。
- 流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転等により世界の水産物貿易量は増加傾向。世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出仕向け。
- 令和4（2022）年6月、世界貿易機関（WTO）閣僚会議においてIUU漁業につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止等を内容とする漁業補助金協定を追加するWTO協定改正議定書が採択。

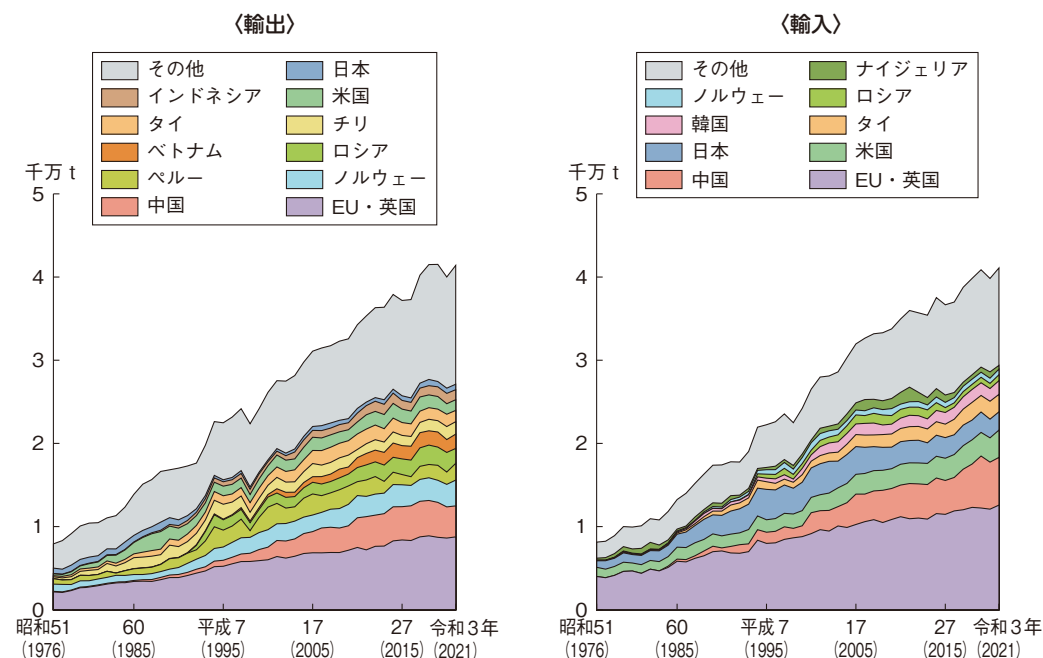
世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移
(粗食量ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外) 及び農林水産省「食料需給表」(日本) に基づき水産庁で作成

- 注：1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

世界の水産物輸出入量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」(平成30 (2018) 年以前)、FAO「Fishstat (Global aquatic trade)」(令和元 (2019) 年以降) に基づき水産庁で作成

注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

(3) 国際的な資源管理

ア 地域漁業管理機関の動向、IUU漁業の撲滅に向けた動き

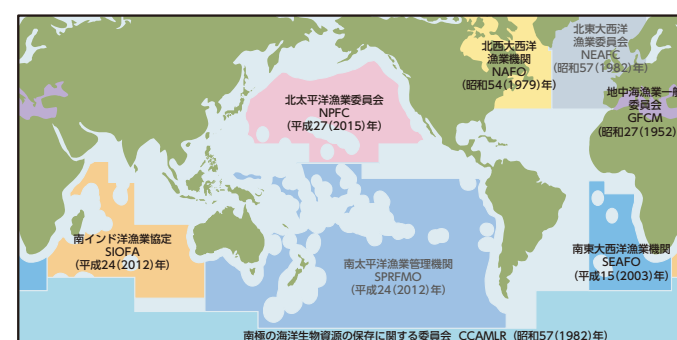
- 世界のカツオ・マグロ類資源は、五つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに加盟。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては、平成27（2015）年以降の太平洋クロマグロの資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向。
- 令和5（2023）年の年次会合において太平洋クロマグロの小型魚から大型魚への振替に当たり漁獲上限を1.47倍とする特例措置の上限の拡大等が採択。
- 北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 令和5（2023）年3月の年次会合では、令和5（2023）及び6（2024）年におけるサンマの公海でのTACを15万t（令和4（2022）年から25%削減）とすること等が合意。
- 地域漁業管理機関においては、IUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 令和4（2022）年12月に施行された水産流通適正化法において、国際的なIUU漁業防止の観点から、特定の水産動植物の輸入に際し、外国の政府機関が発行する証明書等の添付を義務付け。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：() は条約発効年

カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2（2020）年に脱退。
2) () は条約発効年

イ 二国間等の漁業関係

- ロシアとの間では、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島^{かいがらじま}昆布協定に基づく交渉により決定された操業条件の下で日ロ双方の漁船が操業。
- 北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉については、令和5（2023）年分の操業に係る協議からロシア側が応じていない状況。
- 韓国との間では、現在相互入漁は停止。暫定水域の韓国漁船による漁場占拠の問題解決に向けて働き掛けを継続中。
- 中国との間では、現在相互入漁は停止。日本海大和堆周辺水域の中国漁船による違法操業問題の解決に向けて働き掛けを継続中。また、同水域における違法操業の防止のため、水産庁は漁業取締船を同水域に重点配備し、海上保安庁と連携して対応。
- 台湾との間では、令和6（2024）年漁期の操業ルールについては、令和元（2019）年漁期以降適用されてきた操業ルールを継続することで一致。
- 太平洋島しょ国のEEZは、入漁料の引上げ、漁獲物の現地水揚げ等により入漁環境の厳しさが増大。海外漁業協力等を行い、海外漁場での安定的な操業の確保に努めている。

（4）捕鯨業をめぐる動き



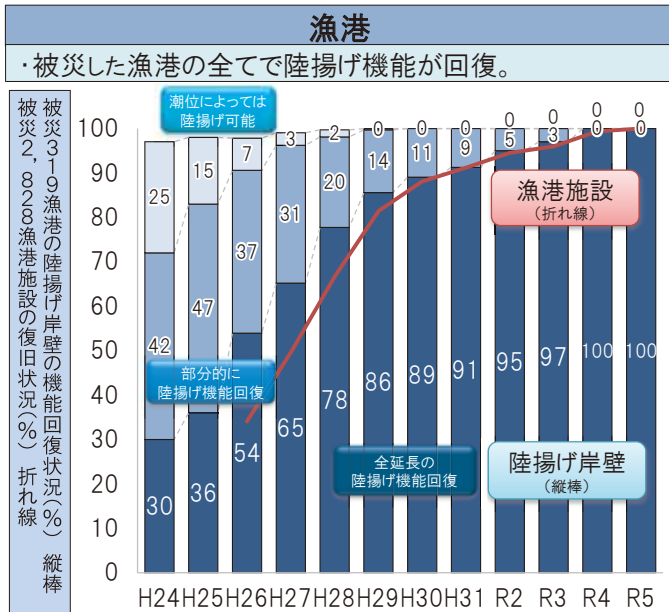
- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

第5章 大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

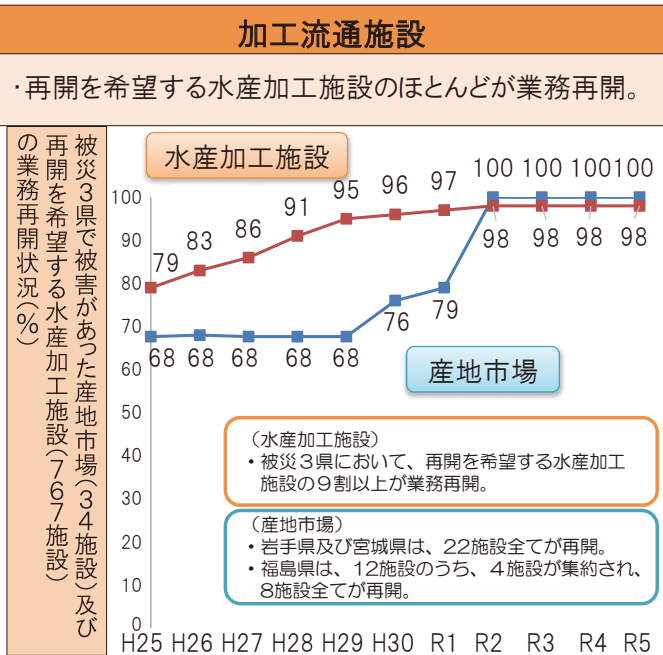
(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められており、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧はおおむね完了。
- 一方、水産加工業の売上の回復が課題であり、政府は、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

水産業の復旧・復興の進捗状況（令和6（2024）年3月取りまとめ）

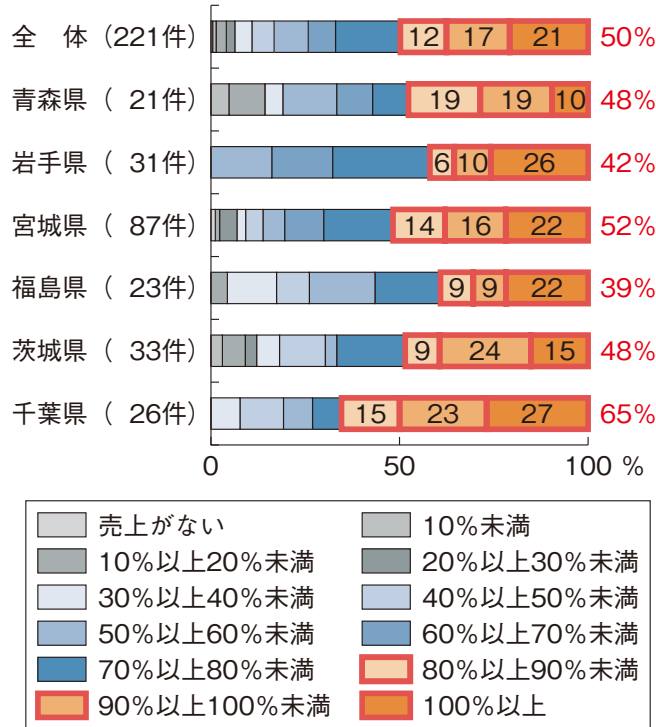


※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。
※被災漁港数は7道県の合計。



※水産加工施設について、各年の数字は、H25～29年は12月末、H30年は9月末、R1～5年は12月末時点。
※産地市場について、各年の数字は、H25年が12月末、H26～R1年は翌年の2月末、R2年は翌年の1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開し業務再開状況が100%となったため、R3年以降は調査を行っていない。

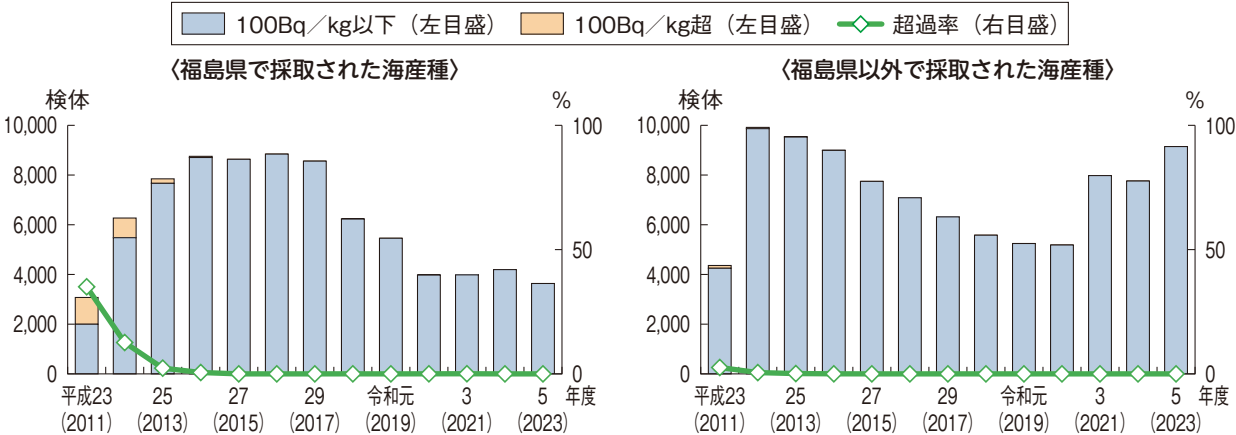
水産加工業者における売上の回復状況



(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の安全性確保のため水産物の放射性物質モニタリングを実施。
- 放射性物質モニタリング結果を公表の上、基準値を超える水産物は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象。福島県における令和5（2023）年度の基準値超過検体はなし。福島県以外においても、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度以降の基準値超過検体はなし。
- 国際原子力機関（IAEA）と協力の上データの信頼性・透明性向上に向け取組。令和5（2023）年12月にIAEAから公表された報告書において「海域モニタリング計画に参加している日本の分析機関が引き続き高い正確性と能力を有している。」と評価。令和5（2023）年度の共同海洋モニタリングでは、IAEA海洋環境研究所に加え、カナダ、中国及び韓国の分析機関が参加し、試料採取から前処理までの状況及び分析手順の確認が行われ、各機関で分析が行われているところ。
- 漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため令和3（2021）年3月末まで試験操業を実施。試験操業後は操業の自主的制限を段階的に緩和することとし、水揚量は令和5（2023）年には6,530t（速報値）まで回復。
- 55か国・地域において日本産食品等の輸入規制措置が講じられていたが、各国政府に対し規制の撤廃に向けた働き掛けの結果、令和5（2023）年度にEU等で輸入規制措置が撤廃される等、規制を維持する国・地域は7に減少。

水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



注：令和6（2024）年3月末時点

原発事故に伴う諸外国・地域による食品等の輸入規制の概要（令和6（2024）年1月時点）

規制措置の内容／国・地域数 [※]		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン
		48
	輸入規制を継続して措置	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求
55	7	一部都県等を対象に輸入停止
		2 中国、香港、マカオ、韓国、台湾

※規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※なお、ALPS処理水の海洋放出に伴い中国・ロシアが全都道府県の水産物の輸入停止、香港が10都県の水産物等の輸入停止、マカオが10都県の生鮮食品等の輸入停止を措置。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

ア 水産業における被害状況

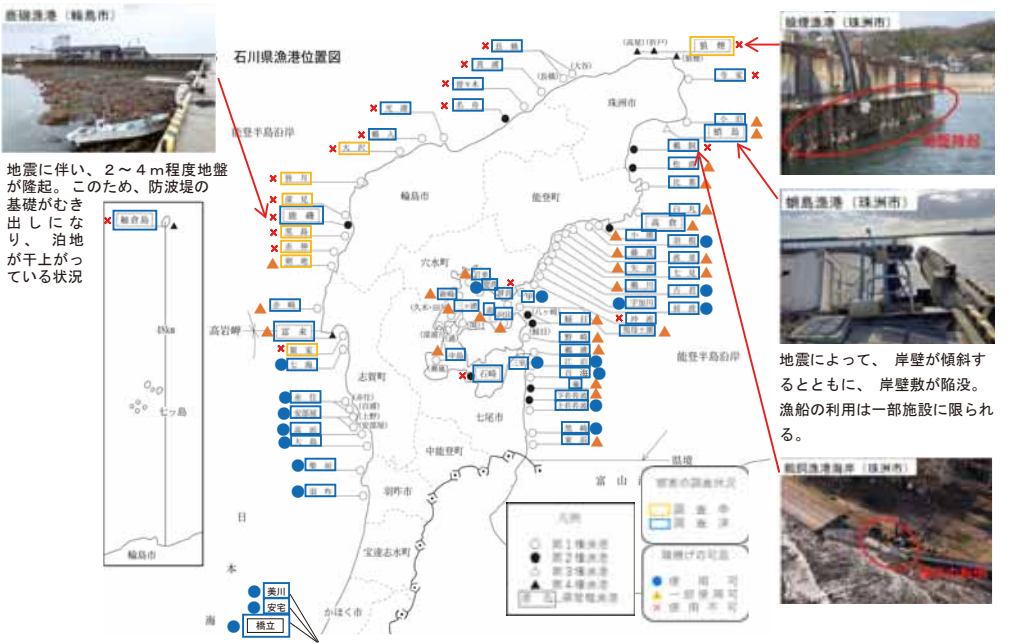
- 令和6（2024）年1月1日に、石川県能登地方を震源とする地震が発生。
- 同地震では、最大震度7の強い揺れがあり、最大4m程度の地盤の隆起が報告されるとともに、津波が発生し、水産業にも、石川県を中心に甚大な被害。
- 水産業の被害件数について、漁船については、転覆、沈没、座礁等が291隻以上、漁港施設（防波堤、岸壁、物揚場等）の損壊で73漁港の被害が発生。そのほか、漁具については、定置網の破損等で90件以上、共同利用施設では漁協事務所、給油施設、製氷施設等の損壊が96施設以上、養殖施設の損壊が8件以上発生。

水産関係の被害状況

	主な被害	被害数	主な被害地域
漁船		291隻以上	石川県（調査途上であり、今後大幅に増加することが見込まれる）、富山県、新潟県
漁港施設		73漁港	
卸売市場、加工施設等共同利用施設		96施設以上	
養殖施設		8件以上	
漁具		90件以上	
石川県	・265隻以上の漁船が被害。 ・60漁港が被害。 ・石川県漁協の27か所で、断水や浸水が起こるとともに、冷凍冷蔵施設、倉庫、選別機の損壊等の被害。 ・七尾市公設地方卸売市場では、断水、地盤陥没等の被害。金沢市中央卸売市場では、卸売場や低温貯蔵庫の天井材が一部落下する被害。 ・カキ及びトリガイの養殖施設が被害。		
富山県	・8隻の漁船が被害。 ・10漁港が被害。 ・給油施設の建屋及び燃油タンクの傾き、製氷貯氷庫の損傷、種苗生産施設の損傷等の被害。 ・とやま市漁業協同組合四方地方卸売市場では、場内で段差が生じ、新湊漁業協同組合地方卸売市場では、断水の被害。 ・定置網45ヶ統で、破損、流出等。かご縄や刺網の流出（38件）の被害。		
新潟県	・17隻の漁船が被害。 ・3漁港が被害。 ・荷さばき所の液状化、漁船巻き上げ機の浸水、加工場のシャッター破損等の被害。 ・刺網やばい簗の流出・損傷、定置網のアンカーロープの切断、陸上で保管していた漁網の流出の被害。		
福井県	・1隻の漁船が被害。		

資料：石川県、富山県、新潟県、福井県からの報告に基づき、水産庁で作成
注：令和6（2024）年3月29日までに都道府県から報告を受けた被害状況を取りまとめたもの。

能登半島の漁港の被災調査状況



資料：石川県からの報告に基づき水産庁で作成
注：令和6（2024）年3月28日時点

イ 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた支援措置の内容

- 令和6（2024）年1月11日、政府は、令和6年能登半島地震を激甚災害として指定。水産関係では、漁港、水産業共同利用施設の災害復旧事業について、被災自治体等の負担を軽減。
- 同月25日、政府は、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を取りまとめ。同パッケージでは、水産関係に対する支援として、水産基盤の被害状況調査を早期に行い、漁港、海岸等の早期復旧を支援するとともに、漁業者等による漁場の復旧の取組、漁船、漁具、養殖施設、水産業共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等）の復旧に向けた取組の支援等が盛り込まれた。

被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ（令和6（2024）年1月25日決定）

水産関係に対する支援

- ・ 地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、**水産基盤の被害実態の緊急調査等**の被害状況調査を早期に行い、災害復旧事業等による漁港、海岸等の**早期復旧**を支援（激甚指定による国庫補助率高上げ：漁港等の公共土木施設70%→83%※）、（査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げによる査定効率化）
- ・ 災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の**漁港機能強化対策等**を実施（国庫補助率1/2等）
- ・ **漁業者等による漁場の復旧の取組**を支援（定額）
- ・ **漁船・漁具、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の水産業共同利用施設の復旧、加工原料の確保**に向けた取組等を支援（国庫補助率1/2等）
- ・ 被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う**研修を支援**（最大18.8万円/月、2年間）、被災漁業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）

※過去5か年の実績の平均



漁港の被害(海底地盤隆起)、
漁船の座礁